

那覇市公報

第 1 5 6 9 号

毎月 2 回 1, 1 5 日発行

発 行 所

那覇市泉崎 1 丁目 1 番 1 号

那覇市総務部総務課

目 次

◇ 告 示 ◇

- 土地価格等縦覧帳簿及び家屋価格等縦覧帳簿の縦覧について(資産税課)・・・ 1055
- 那覇市営住宅及び共同施設の指定管理者の指定について(市営住宅課)・・・ 1055
- 平成 24 年度一般廃棄物処理実施計画について(環境政策課)・・・・・・・ 1057
- 平成 23 年度那覇市一般会計補正予算(第 6 号)(財政課)・・・・・・・ 1064
- 平成 23 年度那覇市土地区画整理事業特別会計補正予算 (第 3 号)
(区画整理課)・・・・・・・ 1069
- 平成 24 年度那覇市一般会計予算(財政課)・・・・・・・ 1071
- 平成 24 年度那覇市一般廃棄物処理手数料の徴収事務委託について
(環境政策課)・・・・・・・ 1078
- 那覇市営住宅使用料等集金代行業務委託について(市営住宅課)・・・・・・・ 1079
- 那覇市営住宅使用料等徴収業務委託について(市営住宅課)・・・・・・・ 1079

◇ 公 告 ◇

- 那覇広域都市計画事業小禄南土地区画整理事業の事業計画変更について
(区画整理課)・・・・・・・ 1080
- 住民票の職権消除の公示について(市民課)・・・・・・・ 1080

◇ 上下水道局告示 ◇

- 那覇市上下水道局指定給水装置工事事業者の廃止について・・・・・・・ 1081

◇監査委員公表◇

- 那覇市職員措置請求監査結果について（公表）…………… 1081
- 平成 23 年度後期定期監査の結果について（公表）…………… 1088

告 示

那覇市告示第 160 号

平成 24 年 3 月 12 日

掲 示 済

土地価格等縦覧帳簿及び家屋価格等縦覧帳簿の縦覧について

地方税法（昭和 25 年法律第 226 号）第 416 条第 3 項の規定により、平成 24 年度の土地価格等縦覧帳簿及び家屋価格等縦覧帳簿を、次のとおり納税者の縦覧に供する。

那覇市長 翁 長 雄 志

- 1 縦覧期間 平成 24 年 4 月 2 日（月）から
平成 24 年 5 月 31 日（木）まで
（土曜・日曜日及び休日を除く）
- 2 縦覧時間 午前 9 時から午後 5 時まで
（昼食時間を除く）
- 3 縦覧場所 企画財務部 資産税課（仮庁舎 A 棟 1 階）

那覇市告示第 165 号

平成 24 年 3 月 21 日

掲 示 済

那覇市営住宅及び共同施設の指定管理者の指定について

那覇市営住宅及び共同施設の管理・運営を行わせる指定管理者の指定について、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 244 条の 2 第 6 項の規定に基づき、平成 24 年 2 月那覇市議会定例会において承認を得られましたので、那覇市営住宅条例（平成 9 年 12 月 26 日条例第 35 号）第 74 条の 5 の規定に基づき、次のとおり告示します。

那覇市長 翁 長 雄 志

- 1 指定管理を行わせる公の施設
 - 名 称 那覇市営住宅及び共同施設（別紙のとおり）
 - 所在地 別紙のとおり
- 2 指定管理者となる団体
 - 名 称 株式会社 琉信ハウジング
 - 所在地 那覇市松山 2 丁目 3 番 12 号
 - 代表者 代表取締役 新城 満
- 3 指定期間 平成 24 年 4 月 1 日から平成 29 年 3 月 31 日

(別紙)

市営住宅（共同施設含む）の名称及び所在地

No.	市営住宅名	所在地
1	久場川市営住宅	那覇市首里久場川町 2 丁目 18 番地
2	宇栄原市営住宅	那覇市字宇栄原 4 丁目 14 番 1 号
3	石嶺市営住宅	那覇市首里石嶺町 2 丁目 70 番地
4	大名市営住宅	那覇市首里大名町 3 丁目 20 番地
5	真地市営住宅	那覇市字真地 270 番地
6	安謝第一市営住宅	那覇市字安謝 664 番地の 50
7	銘苅市営住宅	那覇市字銘苅 213 番地
8	壺川市営住宅	那覇市壺川 3 丁目 2 番地 6
9	汀良市営住宅	那覇市首里汀良町 3 丁目 111 番地の 1
10	小禄市営住宅	那覇市田原 3 丁目 2 番地の 1
11	石嶺第二市営住宅	那覇市首里石嶺町 4 丁目 431 番地の 1
12	辻市営住宅	那覇市辻 2 丁目 14 番 1 号
13	安謝市営住宅	那覇市安謝 2 丁目 15 番 1 号及び 2 号
14	末吉市営住宅	那覇市首里末吉町 3 丁目 6 番地
15	新都心銘苅市営住宅	那覇市銘苅 1 丁目 18 番 16 号
16	繁多川市営住宅	那覇市繁多川 3 丁目 4 番 40 号
17	識名市営住宅	那覇市識名 1 丁目 17 番 1 号
18	若狭市営住宅	那覇市若狭 3 丁目 18 番 1 号
19	壺川東市営住宅	那覇市壺川 1 丁目 11 番地 1

那 覇 市 告 示 第 6 号

平成 24 年 4 月 1 日

掲 示 済

平成 24 年度一般廃棄物処理実施計画について

廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和 45 年法律第 137 号)第 6 条第 1 項の規定に基づき、平成 24 年度一般廃棄物処理実施計画を次のように定めたので、那覇市廃棄物の減量化の推進及び適正処理に関する条例(平成 5 年那覇市条例第 15 号)第 18 条第 2 項の規定により告示する。

那覇市長 翁 長 雄 志

平成24年度一般廃棄物処理実施計画

- 1 処理区域
那覇市全域
- 2 処理する一般廃棄物
ごみ、し尿及び浄化槽汚泥（那覇市廃棄物の減量化の推進及び適正処理に関する条例第 2 条第 3 号に規定する適正処理困難一般廃棄物は除く）
- 3 一般廃棄物見込み処理量 ごみ97,559t、し尿及び浄化槽汚泥6,225k1
※集団回収は見込み処理量合計から除く。

単位：ごみ(t)、し尿及び浄化槽汚泥(k1)

一般廃棄物の種類	系 統	性状（種類）	収集主体	処理方法	処理量 (内訳)
ご み	家庭系 一般廃棄物	燃やすごみ	直営	焼 却	12,541
			委託業者		32,972
			許可業者		8,550
			自己搬入		719
		燃やさないごみ (有害・危険ごみ・その他含む)	直営	破碎選別後焼却 (廃蛍光灯は除く)	377
			委託業者		893
			許可業者		239
			自己搬入		141
		粗大ごみ	直営	破碎選別後焼却	137
			委託業者		373
			自己搬入		523
		資源化物	直営	市長の指定する 施設へ搬入	1,450
			委託業者		3,887
			許可業者		334
			自己搬入		11

	事業系 一般廃棄物	燃やすごみ	許可業者	焼 却	32,456
			自己搬入		170
		燃やさないごみ 粗大ごみ	許可業者	破砕選別後焼却	174
			自己搬入		1
		資源化物	許可業者	市長の指定する 施設へ搬入	1,585
			自己搬入		14
	直接資源化 その他	資源化物 (缶、びん、紙)	集団回収	廃棄物再生事業 者へ搬入	441
し尿及び浄 化槽汚泥	—	—	許可業者	市長の指定する 施設へ搬入	6,225

4 ごみ減量・資源化計画

- ① 4R（リフューズ・不必要なものは断る、リデュース・減量する、リユース・再利用する、リサイクル・再資源化する）を基本理念に各種啓発事業を推進し、ごみの発生抑制と資源化を図る。
- ② 市が収集する家庭系のうち、燃やすごみ及び燃やさないごみは指定のごみ袋に入れて、粗大ごみは粗大ごみ処理券を貼って排出する方法により、ごみの発生抑制と分別の徹底を図る。
- ③ ごみステーションの門口及び分散化（数世帯グループ単位で排出場所指定）等を推進し、不法投棄の防止と分別の徹底を図る。
- ④ 紙、缶、びん、布、ペットボトル及び草木は、分別収集の徹底、集団回収等により資源化を図る。
- ⑤ 家庭用生ごみ処理機器購入助成により、生ごみの減量・資源化を図る。
- ⑥ トレーなどは、店頭回収しているスーパー等の意向を確認しつつ、回収拠点をPRし、事業者による資源化を促進する。
- ⑦ 事業系ごみについては、事業者の自己処理責任に基づき、減量・資源化の指導を徹底し、ごみの減量・資源化を図る。
- ⑧ 事業系古紙については、オフィス古紙（機密文書含む）等の資源化を推進する。資源化可能な紙は、那覇・南風原クリーンセンターへの搬入を禁止する。
- ⑨ ごみ搬入時検査を実施し、分別されていないごみの搬入防止と分別指導の徹底を図る。
- ⑩ 大規模事業所等を対象にごみ減量化計画の策定指導を強化し、事業所の自主的なごみ減量・資源化を図る。

5 ごみの分別排出及び収集

(1) ごみの分別について

種 別	例 示
燃やすごみ	生ごみ、布きれ、紙くず、プラスチック、ゴム・皮革製品等
燃やさないごみ	金属類、陶磁器、ガラス類、小型電気製品等
粗大ごみ	家具類、寝具類、板切れ、金属・プラスチック類、ガスコンロ、資源化できない大きさの木・幹等
資源化物	缶、びん、ペットボトル、紙、布、草木
有害・危険ごみ、その他	蛍光管、割れガラス、カミソリ・カッター・刃物類等・乾電池

(2) 家庭系ごみ

- ① 家庭ごみは直営と委託業者により、市長の指示する方法に従い市長が決定した所定の場所から収集する。所定の場所についてはクリーン推進課で縦覧に供する。
- ② ごみは、燃やすごみ、燃やさないごみ、粗大ごみ、缶、びん、ペットボトル、紙、布、草木、有害ごみ、危険及びその他ごみに分別して排出する。
 - ・収集するごみの種類及び収集日等は別表のとおりとする。
 - ・粗大ごみは電話申込により収集日を指定する。
- ③ 引っ越し等により多量に排出されるごみ及び空き地の清掃に伴うごみは、排出者自ら、又は廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号。以下「法」という。）第7条第1項の規定する一般廃棄物収集運搬業者により、処理施設に搬入しなければならない。

(3) 事業系ごみ

- ① 事業活動に伴って生じる一般廃棄物は、事業者自ら処理するか若しくは一般廃棄物収集運搬業者に依頼して処理しなければならない。
- ② 事業系ごみは、燃やすごみ、燃やさないごみ、缶、びん（無色、茶色、その他）、ペットボトル、紙及び草木の種類に分別して排出する。
- ③ 缶、びん、ペットボトル、紙及び草木の搬入は、市長の指示によるものとする。
- ④ 事業活動に伴い発生する草木は、那覇・南風原クリーンセンターへの搬入を禁止する。その草木の処理方法については、自ら処理するか、又は法第7条第1項及び第6項に規定する一般廃棄物処理業者へ委託しなければならない。

6 一般廃棄物（ごみ）の処理体制

(1) 一般廃棄物（ごみ）収集運搬業者

法第7条第5項第2号の一般廃棄物処理計画に適合するものとして、那覇市一般廃棄物処理業及び浄化槽清掃業許可要綱（平成21年12月25日環境部長決裁）に基づいて、市長が許可した一般廃棄物収集運搬業者は、次のとおりである。

① 個人 43人

許可番号	氏名	所在地	許可番号	氏名	所在地
3	栗國 重徳	那覇市首里末吉町3-93-7	35	伊佐 眞助	那覇市首里石嶺町4-365-2
5	祖平 憲一	那覇市字宇栄原557-9	37	比嘉 貫一	那覇市首里石嶺町2-48-3
6	伊佐 常福	浦添市宮城5-8-1	38	村吉 常忠	浦添市勢理客1-23-10-109
7	大城 保	那覇市港町2-2-3	39	宮城 康雄	南城市大里字大里1770-1
9	佐久川 政則	那覇市首里山川町2-107	40	根間 朝一	那覇市古島1-7-31
10	上原 直美	那覇市首里末吉町4-5-1	41	宮里 竹信	那覇市字真地270
11	上原 弘和	那覇市宮城1-4-16	43	棚原 敏彦	豊見城市字座安301
14	根間 正吉	浦添市大平1-22-13	46	上原 勝	那覇市高良2-15-58

16	伊野波 盛堅	南風原町字宮平426-12	47	新里 順政	南城市大里字大里1624
17	上原 栄喜	浦添市西原6-15-1	48	大城 勝	南城市大里字仲間7-23
18	瑞慶覧 克明	浦添市字経塚811-7	49	根間 正明	那覇市字真嘉比350-1
19	松原 秀明	那覇市字松川524-1	51	川上 博敏	浦添市当山2-32-22
20	栗國 恒男	浦添市字経塚811-60	53	吉浜 克実	那覇市松川2-11-15
21	根間 喜代美	浦添市伊祖1-22-3	54	前門 精和	那覇市松川1-12-27
22	玉城 宏	南城市大里字高平131-18	55	普天間 俊幸	南城市大里字高平722-5
23	城間 幸子	那覇市字古島347-2	60	上田 長廣	浦添市西原4-5-1
24	嘉陽 勝次	那覇市首里石嶺町4-411	61	安元 良美	那覇市首里末吉町3-50-1
25	平良 義勝	西原町字池田371-22	62	平良 夏毅	豊見城市字金良12
26	玉城 正徳	南城市大里字大里807	63	銘苅 茂信	南城市大里字古堅1011-3
27	花城 利彦	南風原町字山川449	64	福里 正吉	那覇市首里石嶺町2-65
28	兼浜 康喜	那覇市字国場254番地 1	65	金城 盛隆	浦添市伊祖3-9-18
32	伊良波 哲	宜野湾市普天間2-22-2			

② 法人 13 社

許可番号	会 社 名	代表者名	所 在 地
1	(有)宮國清掃	宮國 喜効	浦添市字前田862-212
2	(有)丸元清掃	親泊 小百合	南城市大里字稲嶺1459番地 1
8	(有)タイラ衛生社	平良 博一	豊見城市字金良28
31	(有)三友	崎濱 秀範	那覇市繁多川4-15-20
33	(有)那覇相互清掃	梅本 祐司	那覇市字国場1171番地の 1
34	(有)丸友産業	友利 俊雄	那覇市字仲井真321-4
50	(株)共栄環境	下田 美智代	南風原町字大名107-1
56	吉浜エコサービス (株)	吉浜 俊一	那覇市首里末吉町4-1-6
58	(有)那覇環境サービス	伊計 盛領	那覇市泊3-1-17
59	(資)沖縄公衆衛生	城間 久美子	那覇市字鏡水174番地
66	(有)都市清掃社	石川 吉雄	那覇市首里石嶺町2-167-12
67	(資)協和	照喜名 悟	那覇市長田1-15-18
68	友平衛生社(有)	友利 久雄	那覇市字仲井真294-3

③ 限定許可 1 人 (特殊ごみ：産汚物等)

許可番号	氏 名	所 在 地
103	平良 博一	豊見城市字金良28

④ 限定許可 7 社 (自衛隊基地から排出される草木限定)

許可番号	会社名または氏名	代表者名	所 在 地
105	(有)環境クリーン開発	金城 繁治	那覇市字仲井真205番地3
107	昭和技研(有)	松岡 啓	浦添市仲間1-12-7
109	グリーンエコロジーサービス	宮城 俊三	豊見城市字与根489-2
110	(有)とみしろ建材	知念 直志	豊見城市字高安558-8
111	(有)吉田開発	吉田 健英	那覇市東町7-5
112	街クリーン(株)	赤嶺 太介	南城市玉城字前川1188
113	みなみ緑化	照屋 清和	糸満市字真壁1195番地 7

⑤ 限定許可 3 人、2 社 (生ごみ限定)

許可番号	会社名または氏名	代表者名	所 在 地
121	(株)グリーンエイト	諸見里純子	八重瀬町字具志頭1364
122	(資)オキスイ	宮城 明美	沖縄市知花6-23-7
123	外當 佳子		うるま市勝連平安名541
124	仲本 賢正		中城村字奥間971-3
125	田里 崇和		豊見城市字伊良部628-2
126	(有)あらぐさ	前田 亘	八重瀬町字宜次218-1

⑥ 限定許可 2 社 (スプリング入り限定)

許可番号	会社名または氏名	代表者名	所 在 地
105	(有)環境クリーン開発	金城 繁治	那覇市字仲井真205番地3
132	(有)琉球リサイクルセンター	稲福 勉	那覇市与儀1-8-17

7 中間処理施設

(1) 焼却施設の概要 (那覇市・南風原町環境施設組合の施設)

施設名	那覇・南風原クリーンセンター
所在地	南風原町字新川650番地
炉形式	全連続燃焼式ストーカ炉 (廃熱ボイラ付) + 電気式灰溶融炉 + 破砕選別設備
焼却能力	450トン/日 (150トン/24H×3炉)
灰溶融炉	52トン/日 (26トン/日×2炉)
破砕選別設備	39トン/5H (そごみ6トン/5H、不燃ごみ33トン/5H)
発電容量	8,000Kw

(2) 資源化施設の概要

施設名	エコマール那覇リサイクル棟
所在地	南風原町字新川655番地
主要設備	プラットホーム、供給コンベア、破集袋機、磁選機、圧縮機、圧縮梱包機等
処理能力	53t/日 (ペットボトル8t・スチール缶11.5t・アルミ缶1.5t びん類16t・古布類2t・草木13t)

8 一般廃棄物最終処分場

(那覇市・南風原町環境施設組合の施設)

施設名	那覇エコアイランド
埋立面積	27,000m ²
埋立容量	107,000m ³
水処理施設処理能力	90m ³ ／日
廃棄物埋立期間	平成19年度～平成28年度（概ね10年）
廃棄物埋立護岸構造	傾斜捨石式護岸、二重遮水シート、地盤改良

9 し尿・浄化槽汚泥の処理

(1) 処理体制

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第7条第1項の規定に基づき、市長が許可した一般廃棄物（し尿、浄化槽汚泥）収集運搬業者及び浄化槽法第35条第1項の規定に基づき、市長が許可した浄化槽清掃業者により、収集運搬を行い、那覇市し尿等下水道放流施設において陸上処理を行う。

① 一般廃棄物（し尿）収集運搬業者

許可番号	名 称	代 表 者	所 在 地
12	(有)中央環境サービス公社	知念 正敏	那覇市曙2-20-11

② 浄化槽清掃業者及び一般廃棄物（浄化槽汚泥）収集運搬業者

許可番号	名 称	代 表 者	所 在 地
2	那覇衛生管理サービス	大城 秀吉	那覇市与儀2-4-7
6	(有)あかつき衛生	新垣 正和	那覇市字仲井真205-3
8	(有)丸十衛生設備	大城 昌永	南風原町字津嘉山675
9	アサヒ浄化槽清掃社	富本 祐昌	南城市大里字仲間1024-6
10	(有)トップ環境	上間 克千代	西原町字小那覇1191-1
12	(有)中央環境サービス公社	知念 正敏	那覇市曙2-20-11

10 那覇市し尿等下水道放流施設

所在地	浦添市伊奈武瀬1丁目5番11号
面積	2,249m ²
処理能力	24k l／日（し尿10kl、浄化槽汚泥14kl）

11 細目について

市民に配布する「家庭ごみの正しい分け方・出し方」、事業所に配付する「事業系ごみの分け方・出し方」、その他チラシ、リーフレット等に記載する細目は、この告示に基づくものとみなす。

別 表(地域別ごみ収集曜日)

収集地域	燃やすごみ	燃やさないごみ 有害・危険ごみ・その他	かん	ペットボトル	びん	紙・布	草・木
①③	火・金曜日	第2 第4	月曜日	木曜日		水曜日	月曜日
④	月・木曜日		火曜日	金曜日		水曜日	火曜日
②⑤⑦	火・金曜日		月曜日	水曜日	月曜日	木曜日	月曜日
⑥⑧⑨	月・木曜日		火曜日	水曜日	火曜日	金曜日	火曜日

	収 集 地 域	地 域 名 (枝番・号は省略)
首 里	①	赤田町1～3丁目 赤平町1～2丁目 石嶺町1～4丁目 池端町 大中町1～2丁目 儀保町1丁目 儀保町2丁目1～6番地 儀保町3丁目 儀保町4丁目19～24、 79-7・10・11・14 番地
	②	大名町1～3丁目 儀保町2丁目(1～6番地を除く) 儀保町4丁目(19～24、 79-7・10・11・14番地を除く) 末吉町1～4丁目
真 和 志	③	字安里 388～410 番地 (安里交番の南側と 安里橋通り北側の間)
	④	字上間 上間1丁目 字国場(与儀国場北線 より寄宮側を除く)

	⑤	字安里の県道 29 号線 (崇元寺通り～大道通 り)より北側 安里 1～3 丁目	字大道の県道29号線 (大道通り)より北側 字古島 古島1～2丁目	字真嘉比 真嘉比2～3丁目 字松川 (295～542、600、 601、602番地) 松島1～2丁目
	⑥	字安里 379～420 番地 (安里交番の北側と大 道大通り南側の間) 字国場 (与儀国場北線 より寄宮側)	字大道 (128～129、172 ～172-8、172-10～173 番地) 壺屋2丁目	字与儀 (1～371番地) 与儀1丁目 字寄宮 寄宮1～2丁目
本 庁	⑦	曙1～3丁目 字安謝 安謝1～2丁目 字天久 天久1～2丁目 泉崎1丁目 字上之屋 上之屋1丁目	おもろまち1～4丁目 久米1～2丁目 久茂地1～3丁目 辻1～3丁目 壺屋1丁目 泊1～3丁目 西1～3丁目 東町	前島1～3丁目 牧志1～3丁目 松尾1～2丁目 松山1～2丁目 港町1～4丁目 字銘苅 銘苅1～3丁目 若狭1～3丁目
	⑧	旭町 泉崎2丁目 奥武山町	楚辺1～3丁目	壺川1～3丁目 樋川1～2丁目 山下町
小 禄	⑨	赤嶺1～2丁目 安次嶺 字宇栄原 宇栄原1～6丁目	字小禄 小禄1～5丁目 金城1～5丁目 鏡原町 具志1～3丁目	高良1～3丁目 字田原 田原1～4丁目 宮城1丁目

那 覇 市 告 示 第 8 号

平成 24 年 4 月 2 日

平成 24 年(2012 年) 2 月那覇市議会定例会で議決された平成 23 年度那覇市一般会計補正予算(第 6 号)の要領は次のとおりである。

那覇市長 翁 長 雄 志

平成 23 年度那覇市一般会計補正予算(第 6 号)

平成 23 年度那覇市の一般会計の補正予算(第 6 号)は、次に定めるところによる。
(歳入歳出予算の補正)

第 1 条 既定の歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ 1, 114, 911 千円を減額し、
歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 126, 403, 057 千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入
歳出予算の金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

（繰越明許費の補正）

第2条 既定の繰越明許費の追加は、「第2表 繰越明許費補正」による。

（債務負担行為の補正）

第3条 既定の債務負担行為の追加、変更及び廃止は、「第3表 債務負担行為補正」による。

（地方債の補正）

第4条 既定の地方債の変更は、「第4表 地方債補正」による。

第1表 歳入歳出予算補正

歳 入

（単位：千円）

款	項	補正前の額	補 正 額	計
1 市税		39,648,024	710,941	40,358,965
	1 市民税	16,074,047	194,222	16,268,269
	2 固定資産税	19,937,226	36,545	19,973,771
	3 軽自動車税	481,553	△9,211	472,342
	4 市たばこ税	2,383,846	436,064	2,819,910
	5 特別土地保有税	3	△3	0
	6 入湯税	13,186	△1,097	12,089
	7 事業所税	758,163	54,421	812,584
2 地方譲与税		712,542	△9,498	703,044
	3 特別とん譲与税	24,327	△8,479	15,848
	4 航空機燃料譲与税	166,855	△1,019	165,836
6 地方消費税交付金		2,919,393	△42,483	2,876,910
	1 地方消費税交付金	2,919,393	△42,483	2,876,910
7 自動車取得税交付金		101,214	△27,108	74,106
	1 自動車取得税交付金	101,214	△27,108	74,106
8 国有提供施設等所在市町村助成交付金		313,195	△18,013	295,182
	1 国有提供施設等所在市町村助成交付金	313,195	△18,013	295,182
9 地方特例交付金		361,793	△80,919	280,874
	1 地方特例交付金	361,793	△80,919	280,874
11 交通安全対策特別交付金		53,000	△4,000	49,000
	1 交通安全対策特別交付金	53,000	△4,000	49,000
13 使用料及び手数料		2,755,850	8,443	2,764,293
	1 使用料	2,189,218	△6,535	2,182,683
	2 手数料	566,632	14,978	581,610
14 国庫支出金		34,296,949	△896,604	33,400,345
	1 国庫負担金	26,302,940	△866,224	25,436,716
	2 国庫補助金	7,875,286	△29,455	7,845,831
	3 委託金	118,723	△925	117,798
15 県支出金		9,187,977	△111,846	9,076,131
	1 県負担金	5,166,863	18,747	5,185,610
	2 県補助金	3,634,739	△130,912	3,503,827
	3 委託金	386,375	319	386,694

16 財産収入		364,990	46,989	411,979
	1 財産運用収入	307,250	35,455	342,705
	2 財産売払収入	57,740	11,534	69,274
17 寄附金		15,001	4,242	19,243
	1 寄附金	15,001	4,242	19,243
18 繰入金		3,454,963	△99,897	3,355,066
	1 特別会計繰入金	140,436	562	140,998
	2 基金繰入金	3,314,527	△100,459	3,214,068
20 諸収入		1,681,697	△58,993	1,622,704
	3 貸付金元利収入	463,606	△136,600	327,006
	5 雑入	1,060,799	77,607	1,138,406
21 市債		14,429,753	△536,165	13,893,588
	1 市債	14,429,753	△536,165	13,893,588
歳 入 合 計		127,517,968	△1,114,911	126,403,057

歳 出

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補 正 額	計
1 議会費		916,457	△8,261	908,196
	1 議会費	916,457	△8,261	908,196
2 総務費		13,762,509	1,154,950	14,917,459
	1 総務管理費	11,655,358	1,255,040	12,910,398
	2 徴税費	1,080,238	△70,535	1,009,703
	3 戸籍住民基本台帳費	813,476	△22,838	790,638
	4 選挙費	67,775	△2,303	65,472
	5 統計調査費	51,849	△4,414	47,435
3 民生費		56,777,055	△916,739	55,860,316
	1 社会福祉費	16,516,231	134,444	16,650,675
	2 児童福祉費	21,225,817	△1,014,457	20,211,360
	3 生活保護費	19,035,006	△36,726	18,998,280
4 衛生費		8,540,999	△92,803	8,448,196
	1 保健衛生費	4,513,783	△25,733	4,488,050
	2 清掃費	4,027,216	△67,070	3,960,146
5 労働費		284,095	50	284,145
	1 労働諸費	284,095	50	284,145
7 商工費		1,190,806	△16,670	1,174,136
	1 商工費	1,190,806	△16,670	1,174,136
8 土木費		16,229,762	△675,809	15,553,953
	1 土木管理費	322,402	△4,600	317,802
	2 道路橋りょう費	1,325,462	△35,985	1,289,477
	3 河川水路費	181,604	△266	181,338
	4 港湾費	699,033	△9,568	689,465
	5 都市計画費	9,130,334	△300,598	8,829,736
	6 住宅費	4,570,927	△324,792	4,246,135
9 消防費		2,561,713	△17,764	2,543,949
	1 消防費	2,561,713	△17,764	2,543,949

10 教育費		12,907,424	△447,307	12,460,117
	1 教育総務費	1,797,513	△2,770	1,794,743
	2 小学校費	3,525,131	△83,448	3,441,683
	3 中学校費	1,993,834	△135,792	1,858,042
	4 幼稚園費	1,590,810	△144,985	1,445,825
	5 社会教育費	1,817,304	△43,770	1,773,534
	6 保健体育費	2,182,832	△36,542	2,146,290
12 公債費		14,193,116	△94,558	14,098,558
	1 公債費	14,193,116	△94,558	14,098,558
歳 出 合 計		127,517,968	△1,114,911	126,403,057

第 2 表 繰越明許費補正

追 加

(単位：千円)

款	項	事 業 名	金 額
2 総務費			1,999,156
	1 総務管理費		1,999,156
		旧軍飛行場用地問題コミュニティセンタ ー建設事業	8,303
		新庁舎建設事業	1,990,853
3 民生費			642,136
	2 児童福祉費		642,136
		法人保育所新規等建設補助金	461,937
		宇栄原保育所建設事業	180,199
4 衛生費			33,915
	2 清掃費		33,915
		旧最終処分場維持管理費	33,915
7 商工費			51,173
	1 商工費		51,173
		公設市場廃止事業	51,173
8 土木費			5,208,399
	1 土木管理費		1,403
		狭あい道路整備事業	1,403
	2 道路橋りよ う費		466,721
		道路維持事業	10,000
		道路新設改良事業(旧道路活力交付金)	161,608
		道路新設改良事業(旧改築補助)	254,985
		交通安全施設整備事業(総合交付金)	40,128
	5 都市計画費		3,844,968
		那覇市都市計画マスタープラン改定事業	1,496
		沖縄都市モノレールインフラ外整備事業	11,000
		沖縄都市モノレール延長事業	25,225
		繰出金(土地区画整理事業特別会計)	332,123
		街路整備事業(総合交付金)	2,668,721
		街路整備事業(文化財)	34,500

		公園文化財発掘調査	69,329
		公園整備事業(防衛交付金)	10,885
		公園整備事業(住宅局)	70,861
		公園整備事業(都市局)	604,478
		公園整備事業(単独)	16,350
	6 住宅費		895,307
		久場川市営住宅建替事業	11,235
		石嶺市営住宅建替事業	47,097
		宇栄原市営住宅建替事業	764,105
		大名市営住宅建替事業	72,870
9 消防費		8,698	
	1 消防費		8,698
		全国瞬時警報システム(J-ALERT)整備事業	3,694
		災害対策事業	5,004
10 教育費		360,321	
	2 小学校費		109,176
		真嘉比小学校屋内運動場建設事業	109,176
	3 中学校費		251,145
		小緑中学校校舎建設事業	251,145
合 計		8,303,798	

第3表 債務負担行為補正

1 追 加

(単位：千円)

事 項	期 間	限度額
本庁舎仮移転事業(管財課)	平成 23 年度から 平成 24 年度まで	50,546

2 変 更

(単位：千円)

事 項	補 正 前		補 正 後	
	期 間	限度額	期 間	限度額
新庁舎建設工事(太陽光 発電・電話交換設備)(新 庁舎建設室)	平成 24 年度	111,000	平成 24 年度	18,000
真嘉比小学校屋内運動場 建設事業(設計・監理) 業務委託(施設課)	平成 23 年度から 平成 25 年度まで	43,162	平成 24 年度	20,266

3 廃 止

(単位：千円)

事 項	期 間	限度額
新庁舎ネットワーク構築事業(情報政策課)	平成 23 年度から 平成 29 年度まで	170,100

第4表 地方債補正
変 更

（単位：千円）

起債の目的	補 正 前				補 正 後			
	限度額	起債の方法	利 率	償還の方法	限度額	起債の方法	利 率	償還の方法
1 庁舎建設事業	1,793,600	普通貸借又は証券発行（登録公債）	年5%以内（ただし、利率見直し方式で借り入れる資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率）	償還期間は、据置期間を含め30年以内とする。償還方法は、元利均等、元金均等による。ただし、財政の都合により、据置期間中であつても繰上償還し、償還年限を変更し、又は借り換えることができる。	1,787,300	補正前に同じ		
2 社会福祉施設整備事業	259,200				201,200			
3 一般廃棄物処理事業	5,100				4,700			
5 道路整備事業	243,100				237,400			
6 都市計画事業	1,517,200				1,475,700			
8 市営住宅建設事業	917,400				841,200			
9 消防施設整備事業	17,300				19,900			
10 教育施設整備事業	2,048,600				1,741,100			

那 覇 市 告 示 第 9 号

平成 24 年 4 月 2 日

平成24年（2012年）2月那覇市議会定例会で議決された平成23年度那覇市土地区画整理事業特別会計補正予算（第3号）の要領は次のとおりである。

那覇市長 翁 長 雄 志

平成23年度那覇市土地区画整理事業特別会計補正予算（第3号）

平成 23 年度那覇市の土地区画整理事業特別会計の補正予算（第3号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ△17,196千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ2,035,898千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

（繰越明許費）

第2条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第213条第1項の規定により、翌年度に繰り越して使用することができる経費は、「第2表 繰越明許費」による。

第1表 歳入歳出予算補正

歳 入

款	項	補正前の額	補正額	計
3 財産収入		千円 185	千円 245	千円 430
	1 壺川財産運用収入	23	56	79
	2 小禄南財産運用収入	16	25	41
	3 真嘉比古島第二財産運用収入	115	118	233
	4 真嘉比古島第一財産運用収入	31	46	77
4 繰入金		1,260,103	422,559	1,682,662
	2 真嘉比古島第二繰入金	1,257,318	△1,213	1,256,105
	3 基金繰入金	1,964	23,772	25,736
	4 基金借入金	0	400,000	400,000
7 保留地処分金		682,452	△440,000	242,452
	1 真嘉比古島第二保留地処分金	682,452	△440,000	242,452
歳 入	合 計	2,053,094	△17,196	2,035,898

歳 出

款	項	補正前の額	補正額	計
2 土地区画整理事業費		千円 2,016,817	千円 △1,213	千円 2,015,604
	3 真嘉比古島第二土地区画整理費	2,014,555	△1,213	2,013,342
3 清算費		1,534	14,000	15,534
	2 壺川清算費	1	9,000	9,001
	3 小禄南清算費	345	5,000	5,345

4 基金積立金		33,478	△29,983	3,495
	1 壺川基金積立金	3,049	56	3,105
	2 小禄南基金積立金	55	25	80
	3 真嘉比古島第一地区 基金積立金	31	46	77
	4 真嘉比古島第二基金 積立金	30,343	△30,110	233
歳 出 合 計		2,053,094	△17,196	2,035,898

第2表 繰越明許費

単位：千円

款	項	事 業 名	金 額
2 土地区画整理 事業費	3 真嘉比古島第二土地 区画整理費		569,424
			569,424
		真嘉比古島第二事業 費（補助）	8,000
		真嘉比古島第二事業 費（单独）	561,424
合 計			569,424

那覇市告示第 10 号

平成 24 年 4 月 2 日

平成 24 年（2012 年）2 月那覇市議会定例会で議決された平成 24 年度那覇市一般会計予算の要領は次のとおりである。

那覇市長 翁 長 雄 志

平成24年度那覇市一般会計予算

平成 24 年度那覇市の一般会計の予算は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算）

第 1 条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ 125,623,000 千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第 1 表 歳入歳出予算」による。

（債務負担行為）

第 2 条 地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 214 条の規定により債務を負担する行為をすることができる事項、期間及び限度額は、「第 2 表 債務負担行為」による。

（地方債）

第 3 条 地方自治法第 230 条第 1 項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第 3 表 地方債」による。

（一時借入金）

第4条 地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、22,000,000千円と定める。

（歳出予算の流用）

第5条 地方自治法第220条第2項ただし書の規定により歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

- （1） 各項に計上した給料、職員手当等及び共済費（賃金に係る共済費を除く。）に係る予算額に過不足を生じた場合における同一款内でのこれらの経費の各項の間の流用

第1表 歳入歳出予算

歳 入

（単位：千円）

款	項	金 額
1 市税		40,572,094
	1 市民税	17,035,461
	2 固定資産税	19,529,836
	3 軽自動車税	502,971
	4 市たばこ税	2,686,026
	5 特別土地保有税	3
	6 入湯税	10,312
	7 事業所税	807,485
2 地方譲与税		691,514
	1 自動車重量譲与税	362,042
	2 地方道路譲与税	1
	3 特別とん譲与税	15,848
	4 航空機燃料譲与税	165,836
	5 地方揮発油譲与税	147,787
3 利子割交付金		109,220
	1 利子割交付金	109,220
4 配当割交付金		41,178
	1 配当割交付金	41,178
5 株式等譲渡所得割交付金		7,552
	1 株式等譲渡所得割交付金	7,552
6 地方消費税交付金		2,843,071
	1 地方消費税交付金	2,843,071
7 自動車取得税交付金		77,249
	1 自動車取得税交付金	77,249
8 国有提供施設等所在市町村助成交付金		295,182
	1 国有提供施設等所在市町村助成交付金	295,182
9 地方特例交付金		80,762
	1 地方特例交付金	80,762
10 地方交付税		11,861,314
	1 地方交付税	11,861,314
11 交通安全対策特別交付金		52,000
	1 交通安全対策特別交付金	52,000

12 分担金及び負担金		1, 885, 321
	1 分担金	1
	2 負担金	1, 885, 320
13 使用料及び手数料		2, 795, 399
	1 使用料	2, 226, 224
	2 手数料	569, 175
14 国庫支出金		32, 474, 559
	1 国庫負担金	25, 265, 221
	2 国庫補助金	7, 110, 008
	3 委託金	99, 330
15 県支出金		8, 423, 820
	1 県負担金	5, 675, 943
	2 県補助金	2, 272, 354
	3 委託金	475, 523
16 財産収入		595, 923
	1 財産運用収入	266, 037
	2 財産売払収入	329, 886
17 寄附金		1
	1 寄附金	1
18 繰入金		5, 436, 766
	1 特別会計繰入金	1, 431
	2 基金繰入金	5, 435, 335
19 繰越金		500, 000
	1 繰越金	500, 000
20 諸収入		1, 458, 326
	1 延滞金加算金及び過料	122, 467
	2 市預金利子	1, 560
	3 貸付金元利収入	351, 337
	4 受託事業収入	8, 837
	5 雑入	974, 125
21 市債		15, 421, 749
	1 市債	15, 421, 749
歳 入 合 計		125, 623, 000

歳 出

(単位: 千円)

款	項	金 額
1 議会費		819, 747
	1 議会費	819, 747
2 総務費		13, 309, 656
	1 総務管理費	11, 090, 359
	2 徴税費	1, 060, 130
	3 戸籍住民基本台帳費	808, 570
	4 選挙費	212, 487
	5 統計調査費	43, 430
	6 監査委員費	94, 680

3 民生費		57,075,282
	1 社会福祉費	18,179,041
	2 児童福祉費	19,136,204
	3 生活保護費	19,760,036
	4 災害救助費	1
4 衛生費		8,174,823
	1 保健衛生費	4,127,107
	2 清掃費	4,047,716
5 労働費		276,712
	1 労働諸費	276,712
6 農林水産業費		67,959
	1 農業費	42,195
	2 林業費	120
	3 水産業費	25,644
7 商工費		1,773,266
	1 商工費	1,773,266
8 土木費		14,668,394
	1 土木管理費	359,020
	2 道路橋りょう費	898,224
	3 河川水路費	108,522
	4 港湾費	711,365
	5 都市計画費	7,716,734
	6 住宅費	4,874,529
9 消防費		2,528,942
	1 消防費	2,528,942
10 教育費		11,455,034
	1 教育総務費	1,482,541
	2 小学校費	2,710,050
	3 中学校費	3,166,280
	4 幼稚園費	1,323,127
	5 社会教育費	1,113,174
	6 保健体育費	1,659,862
11 災害復旧費		4
	1 農林水産施設災害復旧費	1
	2 公共土木施設災害復旧費	2
	3 その他公共施設公用施設災害復旧費	1
12 公債費		15,403,180
	1 公債費	15,403,180
13 諸支出金		1
	1 公営企業貸付金	1
14 予備費		70,000
	1 予備費	70,000
歳 出 合 計		125,623,000

第2表 債務負担行為

（単位：千円）

事 項	期 間	限度額
パレット市民劇場及び市民ギャラリー管理委託事業（文化振興課）	平成24年度から 平成27年度まで	237,000
中核市保健所ネットワーク機器賃貸借料 （情報政策課）	平成25年度から 平成29年度まで	3,527
中核市保健所衛生総合システム導入（情報政策課）	平成24年度から 平成29年度まで	57,904
中核市身体障害者手帳交付事務システム導入 （情報政策課）	平成25年度から 平成29年度まで	10,780
中核市障害者自立支援法指定事業所管理システム 購入（情報政策課）	平成24年度から 平成25年度まで	2,438
中核市母子貸付償還システム導入（情報政策課）	平成25年度から 平成29年度まで	15,307
中核市浄化槽管理システム導入（情報政策課）	平成24年度から 平成25年度まで	1,092
中核市土壌汚染対策管理システム購入 （情報政策課）	平成24年度から 平成25年度まで	8,400
新庁舎ネットワーク構築事業（情報政策課）	平成25年度から 平成29年度まで	259,388
那覇市路線価付設業務委託（資産税課）	平成25年度から 平成26年度まで	32,742
市県民税賦課パンチ委託業務（市民税課）	平成25年度	200
中核市移行記念式典及び祝賀会業務委託 （行政経営課）	平成24年度から 平成25年度まで	2,603
泊幼稚園園舎建設事業（工事）（こども政策課）	平成25年度	298,866
真嘉比幼稚園園舎建設事業（工事）（こども政策課）	平成25年度	242,803
与儀幼稚園園舎建設事業（設計・監理）業務 （こども政策課）	平成24年度から 平成26年度まで	35,020
前島・久茂地小学校統合新校整備事業（設計・ 監理）業務委託（幼稚園）（こども政策課）	平成25年度	79
大名児童館管理運営委託料（子育て応援課）	平成24年度から 平成29年度まで	51,636
国場児童館管理運営委託料（子育て応援課）	平成24年度から 平成29年度まで	49,786
与儀児童クラブ舎建築事業（設計・監理）業務委託 （子育て応援課）	平成24年度から 平成25年度まで	7,691
真嘉比小区児童クラブ舎建築事業（設計・監理） 業務委託（子育て応援課）	平成24年度から 平成25年度まで	7,691
前島・久茂地小学校統合新校児童クラブ整備事業 （設計・監理）業務委託（子育て応援課）	平成25年度から 平成26年度まで	5,767
那覇市保健所オープニングセレモニー業務委託 （保健所準備室）	平成24年度から 平成25年度まで	473

那覇市小口資金融資制度に係る損失補償 (商工農水課)	平成 25 年度から 平成 35 年度まで	保証融資額のうち、沖縄県信用保証協会が金融機関に代位弁済した額から株式会社日本政策金融公庫が補填する額を差し引いた額
那覇市ぶんかテンプス館管理運営委託料 (商工農水課)	平成 24 年度から 平成 27 年度まで	138, 195
家庭ごみ有料化事業 (環境政策課)	平成 25 年度	14, 993
石嶺市営住宅第 4 期建替事業 (工事監理) (建設企画課)	平成 24 年度から 平成 26 年度まで	50, 336
石嶺市営住宅第 4 期建替事業 (工事請負費) (建設企画課)	平成 25 年度から 平成 26 年度まで	1, 563, 670
石嶺市営住宅第 4 期建替事業 (駐車場整備) (建設企画課)	平成 25 年度	116, 500
宇栄原市営住宅第 3 期建替事業 (工事監理) (建設企画課)	平成 24 年度から 平成 26 年度まで	43, 028
宇栄原市営住宅第 3 期建替事業 (工事請負費) (建設企画課)	平成 25 年度から 平成 26 年度まで	2, 597, 572
大名市営住宅第 1 期建替事業 (工事監理) (建設企画課)	平成 24 年度から 平成 26 年度まで	44, 400
大名市営住宅第 1 期建替事業 (工事請負費) (建設企画課)	平成 25 年度から 平成 26 年度まで	2, 888, 300
那覇市緑化センター管理運営委託料 (花とみどり課)	平成 24 年度から 平成 27 年度まで	20, 380
若狭公民館運營業務委託事業 (生涯学習課)	平成 24 年度から 平成 27 年度まで	34, 098
奥武山体育施設管理運営委託料 (市民スポーツ課)	平成 24 年度から 平成 27 年度まで	234, 000
泊小学校屋内運動場建設事業 (工事請負費) (施設課)	平成 25 年度	548, 682
前島・久茂地小学校統合新校整備事業 (設計・監理) 業務委託 (施設課)	平成 25 年度	3, 202
前島・久茂地小統合新校校舎増築及びプール改築等 事業 (設計・監理) 業務委託 (施設課)	平成 25 年度から 平成 26 年度まで	74, 602
首里学校給食センター搬送業務委託料 (学校給食センター)	平成 24 年度から 平成 29 年度まで	116, 853

第3表 地方債

（単位:千円）

起債の目的	限度額	起債の方法	利 率	償還の方法
1 庁舎建設事業 2 社会福祉施設整備事業 3 病院事業貸付金 4 地域総合整備資金貸付事業 5 道路整備事業 6 都市計画事業 7 都市公園整備事業 8 市営住宅建設事業 9 消防施設整備事業 10 教育施設整備事業 11 臨時財政対策債	1,962,100 11,400 290,000 727,000 107,900 813,600 727,200 917,200 19,600 1,745,100 5,354,099	普通貸借又は証券発行（登録公債）	年5%以内（ただし、利率見直し方式で借り入れる資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率）	償還期間は、据置期間を含め30年以内とする。 償還方法は、元利均等、元金均等等による。 ただし、財政の都合により、据置期間中であっても繰上償還し、償還年限を変更し、又は借り換えることができる。
12 補償金免除繰上償還に係る借換債	256,300	普通貸借又は証券発行（登録公債）	年5%以内	償還期間は、3年以内とする。 償還方法は、元利均等、元金均等等による。 ただし、財政の都合により、繰上償還し、償還年限を変更し、又は借り換えることができる。
計	12,931,499			

那覇市告示第 11 号

平成 24 年 4 月 2 日

平成 24 年度那覇市一般廃棄物処理手数料の徴収事務委託について

地方自治法施行令第 158 条第 2 項及び那覇市会計規則第 34 条第 2 項により平成 24 年度那覇市一般廃棄物処理手数料徴収指定店を次の通り告示する。

那覇市長 翁 長 雄 志

名 称	所在地・電話番号
沖縄日野出株式会社 代表取締役 平良盛也	西原町字東崎 4 番地の 1 4 電 話 9 4 5－5 1 1 5
株式会社 みつわ産業 代表取締役社長 與那嶺吉也	那覇市識名 1 1 6 9 電 話 8 3 4－1 4 1 4
株式会社 ジーマックス 代表取締役 儀間良章	浦添市西洲 2 丁目 3 番地 2 電 話 8 7 5－3 7 7 7
有限会社 上原清吉商会 代表取締役 上原清吉	糸満市字潮平 7 4 9 番地 電 話 9 9 4－3 9 5 1
有限会社 大初 代表取締役 松長朋子	那覇市松尾 2 丁目 1 9 番 7 号 電 話 8 6 3－2 7 7 3
有限会社 オキカミ 代表取締役 山城宗一	那覇市上間 4 2 5 番地 電 話 8 3 3－1 9 0 1
株式会社 タカダ 代表取締役 高田聡	浦添市西洲 2 丁目 7 番地 3 電 話 8 7 5－3 1 2 1
株式会社 ㊤ 湧川商会 代表取締役社長 湧川泰富	浦添市西洲 2 丁目 8 番地 4 電 話 8 7 5－3 0 0 1

那覇市告示第 12 号

平成 24 年 4 月 2 日

那覇市営住宅使用料等集金代行業務委託について

地方自治法第 158 条第 1 項及び第 2 項並びに那覇市会計規則第 34 条第 1 項及び第 2 項により、次のとおり委託したので告示する。

那覇市長 翁 長 雄 志

委託業者名	住 所	委 託 期 間
株式会社沖縄債権回収 サービス 代表取締役社長 平良 孝夫	那覇市 西 1 丁目 19 番 7 号	自平成 24 年 4 月 1 日 至平成 25 年 3 月 31 日

那覇市告示第 13 号

平成 24 年 4 月 2 日

那覇市営住宅使用料等徴収業務委託について

地方自治法第 158 条第 1 項及び第 2 項並びに那覇市会計規則第 34 条第 1 項及び第 2 項により、次のとおり委託したので告示する。

那覇市長 翁 長 雄 志

徴収員氏名	住 所	委 託 期 間	担当市営住宅
名嘉元トヨ子	那覇市 壺川 3 丁目 2 番地 5 壺川市営 2－711	自平成 24 年 4 月 1 日 至平成 25 年 3 月 31 日	石嶺・石嶺第二 大名・久場川・汀良 末吉・真地・識名 安謝・安謝第一 壺川東改良・田原
高 良 恵 美	那覇市 小禄 1 丁目 19 番 20 号	自平成 24 年 4 月 1 日 至平成 25 年 3 月 31 日	宇栄原・銘苅・壺川 辻・若松・若狭改良 小禄・新都心銘苅 繁多川

公 告

那覇市公告第 283 号

平成 24 年 3 月 13 日

掲 示 済

那覇広域都市計画事業小禄南土地区画整理事業の事業計画変更について

那覇広域都市計画事業小禄南土地区画整理事業の事業計画の変更をしたので、土地区画整理法第 55 条第 13 項において準用する同条第 9 項の規定により、下記の事項を公告する。

那覇市長 翁 長 雄 志

記

- 1 土地区画整理事業の名称 那覇広域都市計画事業
小禄南土地区画整理事業
- 2 施 行 者 の 名 称 那覇市
- 3 施 行 地 区

那 覇 市	小禄	2 丁目 3 丁目 4 丁目 5 丁目	の全部
	字宇栄原	吹切原	の 一 部

- 4 事 業 施 行 期 間 平成元年 1 月 30 日から
平成 28 年 3 月 31 日まで
- 5 事 務 所 の 所 在 地 那覇市銘苅 2 丁目 3 番 1 号
- 6 事業計画の決定の年月日 平成元年 1 月 30 日
- 7 事業計画の変更の年月日 平成 24 年 3 月 13 日

那覇市公告第 285 号

平成 24 年 3 月 14 日

掲 示 済

住民票の職権消除の公示について

住民票の職権消除の通知を受けるべき者の住所又は居所が明らかでないため、住民基本台帳法施行令（昭和 42 年政令第 292 号）第 12 条第 4 項の規定により公示する。

なお、住民票を消除された者の名簿は、この告示の日から一ヶ月間は那覇市市民文化部市民課において縦覧に供する。

那覇市長 翁 長 雄 志

上下水道局告示

那覇市上下水道局告示第 26 号

平 成 2 4 年 3 月 1 3 日

掲 示 済

那覇市上下水道局指定給水装置工事事業者の廃止について

那覇市上下水道局指定給水装置工事事業者規程第 10 条第 2 号の規定に基づき、別紙のとおり告示する。

那覇市上下水道事業管理者

上下水道局長 宮 里 千 里

那覇市上下水道局指定給水装置工事事業者廃止名簿

登録 番号	事 業 者	事 業 所 の 所 在 地	代 表 者
181	(有)オキナワ建水工業	具志川市みどり町 5-10-11	比嘉 秀国

監査委員公表

那 監 公 表 第 6 号

平成 24 年 3 月 22 日

那覇市監査委員

大 嶺 英 明

同

宮 里 善 博

同

久 高 将 光

同

喜舎場 盛 三

那覇市職員措置請求監査結果について（公表）

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 242 条第 4 項の規定に基づき、住民監査請求に係る監査を執行したので、同項の規定によりその結果を、次のとおり公表する。

第1 監査の請求

1 請求人

上地 英樹

伊野波 信行

照屋 寛公

2 請求書の提出

平成24年2月3日

3 請求の要旨（個人名を一部削除し本会議、又は議員を追加、あと原文のとおり）

(1) 主張事実

平成23年9月27日 翁長雄志那覇市長と那覇市議会は9月定例会において久茂地公民館・図書館の解体事業予算5千359万5千円を賛成多数で可決させた。本会議の賛成討論の内容には以下の概略が述べられている。（別添議事録を要参照）

①当該建物の耐力度調査では3,026点であり、点数が低く極めて危険度が高い。

②概算で約3億5千万円を超える耐震改修が必要。

③当該建物の老朽化の進行に伴う安全確保や多額の財政負担を考えた場合、保存活用は極めて厳しい状況である。

④当該建物の危険性から早めに解体するよう要望のあった近隣住民の声、安全確保こそ最優先すべき。

(2) 以上の主張を精査し、次のことを指摘する。

①耐力度調査とは老朽化のひとつの目安であり、おもに改築を前提に調査される調査で、基準点以下の場合「危険改築事業」（建替を推奨する事業名）の採択事業に達しているということで、耐力度調査費及び建替事業が国庫補助対象になる。基準点以下でも改修不能なほど危険度が高いことを証明することにはならない。現に、久茂地公民館・図書館よりはるかに危険な若狭小学校や開南幼稚園が、耐力度調査や適切な補修を行わないまま危険な状態（鉄筋がむき出し）で使用されている。

那覇市は点数が低く危険な建物だと誇張するが、当該建物は沖縄子どもを守る会から那覇市が土地・建物を無償譲渡され、那覇市の行政財産として不特定多数の人が利用していた。にもかかわらず、閉館までの間、外壁塗装を含む十分な補修、改修を怠っていた。これは建物管理に関する建築基準法第8条に明確に違反し、日頃の注意、点検を怠った事実を管理者責任である那覇市自らが物語っている。これは紛れも無い法令違反である。

②上記解体事業予算が5千359万5千円とあるが、その後の解体業者指名競争入札において予定価格が約4千万円にまで落ちている。まず、当該建物解体に5千万円余という多額な金額の妥当性が極めて疑われる。そして予定価格が約4千万円

になったのは何故なのか。那覇市の積算根拠が極めて不自然である。

- ③昨年7月26日、ドコモモジャパンは当該建物の保存要望書を那覇市長及び那覇市議会、那覇市教育長、沖縄県知事、沖縄県議会議長宛てに提出している。その後も平成24年1月26日に、新沖縄子どもを守る会会長の当該建物の存続要望書も提出されている。その要請文には譲渡希望も記されている。各団体の要望書内容を精査すると、解体費用に4千万円の血税を投じずとも、新沖縄子どもを守る会が有償譲渡させてほしいとある。

日本建築構造技術者協会の調査では、2億円あれば耐震改修を含めた補修が可能であり、日常のメンテナンスを行えば何十年でも使えるとのことである。日本の建築技術は世界のトップレベルであり、その専門家が指摘するのだから、那覇市が言う「財政難」を理由にするなら当該建物を競争入札にて売却すべきであり、法律に基づく行政財産の処分にも何ら支障はない。それこそ公正公平の原則に合致する。

その結果、那覇市の収入増にもなり、解体費用4千万円も使わずに済む。これこそ地方自治法第2条に「地方公共団体はその事務を処理するにあたっては住民の福祉の増進に努めるとともに、最少の経費で最大の効果を挙げるようにしなければならない」とある。つまり、翁長雄志那覇市長の公約である「協働のまちづくり」がローコストで実現する。その上、耐震改修に要する期間は半年も掛からない。安全確保は所有者が適法に行えばよく、那覇市の責任にはならない。

- ④「当該建物の危険性から早めに解体するよう要望のあった近隣住民の声、安全確保こそ最優先すべき」という議員や市当局者の発言を裏付けるための資料の情報公開を求めたところ「文書不存在」との回答であった。

(3) 措置請求

以上の(1)(2)の主張事実から

- ① 現行の解体予算執行とそれに伴う解体工事指名競争入札を速やかに中止して、それによる公金支出を差し止めること。

- ② 措置請求の対象 那覇市および翁長雄志那覇市長及び那覇市教育長

4 事実証明書

請求人提出資料

- ① 平成23年（2011年）9月那覇市議会定例会 議案第72号、平成23年度那覇市一般会計補正予算（第4号）議決結果の議事録写し
② 平成24年1月23日 那市文第218号 那覇市公文書部分公開決定通知書
③ 平成24年1月24日 那市市小第1号 那覇市公文書部分公開決定通知書

- ④平成 24 年 1 月 24 日 那こみら第 390 号 那覇市公文書公開決定通知書
- ⑤平成 24 年 1 月 24 日 那経な第 40 号 那覇市公文書部分公開決定通知書
- ⑥平成 24 年 1 月 27 日 那教生生第 151 号 那覇市公文書部分公開決定通知書
- ⑦平成 24 年 1 月 27 日 那教生総第 39 号 那覇市公文書部分公開決定通知書
- ⑧平成 24 年 2 月 2 日 那覇市立若狭小学校校舎 柱・梁剝離状況写真 5 点及び同体育館 スラブ・梁剝離状況写真 2 点
- ⑨旧久茂地公民館・図書館（旧沖縄少年会館）現況写真 1 点及び改修後イメージ写真（CG）1 点
- ⑩建築基準法第 12 条 条文
- ⑪2011 年（平成 23 年）9 月 2 日金曜日 琉球新報第 19 面「歴史の証人」金箱温春氏の掲載記事写し
- ⑫那覇市教育委員会作成の資料(1)「久茂地公民館図書館の老朽化等に伴う対応比較検討資料」の写し及び資料 6「劣化状況の現場写真」の写し（表紙のみ）

市教育委員会提出資料

- ①久茂地公民館・図書館の老朽化への対応～久茂地公民館・図書館耐力度調査実施を通して～ 2011.4.21 生涯学習課作成
- ②久茂地公民館・図書館のこれまでの改修・補修工事の施行年度、工事請負金額等について
- ③久茂地公民館・図書館の老朽化等に伴う対応策に関する報告書
平成 22 年 9 月 社会教育施設再編整備検討委員会
資料(1) 久茂地公民館図書館の老朽化等に伴う対応比較検討資料
資料(2) 社会教育施設再編整備検討委員会の会議の記録（概要）
資料(3) 社会教育施設再編整備検討委員会要綱
資料(4) 久茂地図書館施設老朽化への対応に関するアンケートのお願い
資料(5) 久茂地図書館施設老朽化への対応に関するアンケート調査のまとめ
資料(6) 劣化状況の現場写真 11 点
- ④那覇市公有財産管理システム（土地台帳 2 筆・建物台帳 2 棟）の出力帳票
- ⑤業務委託契約書（久茂地公民館・図書館解体工事業務委託（設計・監理））の写し
- ⑥工事請負契約書（久茂地公民館・図書館解体工事）の写し
- ⑦久茂地公民館解体工事に係る予算見積書の写し

第 2 請求の受理

本件措置請求は、地方自治法(以下「法」という。)第 242 条に規定する要件を備えているものと認め、これを平成 24 年 2 月 3 日に受理した。

第 3 監査の実施

1 請求人及び関係職員の証拠の提出、陳述等

措置請求のあった後、請求人及び関係職員から証拠の提出を受けた。

また、法第 242 条第 6 項の規定に基づき、平成 24 年 3 月 6 日、請求人及び関係職員から本件措置請求の陳述等を受けた。

2 監査対象事項

旧久茂地公民館の解体事業の指名入札とそれによる公金支出を監査対象とした。

3 監査対象部局

那覇市教育委員会 生涯学習部生涯学習課

第 4 監査の結果

1 事実の確認

監査の結果以下の事実を確認した。

（1）平成 23 年 9 月 27 日 那覇市議会は 9 月定例会において久茂地公民館・図書館の解体事業費 5,359 万 5 千円の補正予算が承認されている。

（2）市は、当該建物の耐力度調査での耐力度点数は 3,026 点であり、点数が低く極めて危険度が高いとしている。

耐震改修するには、概算で約 3 億 5,000 万円を超える新たな予算が必要であり、当該建物の老朽化の進行に伴う安全確保や多額の財政負担を考えた場合、保存活用は極めて厳しい状況であるとしている。

（3）市は、昭和 54 年 4 月に沖縄子どもを守る会（屋良朝苗会長）から譲渡を受けて、翌年度に改修工事（8,839 万 7 千円）を実施し、平成 14 年度から平成 17 年度までに外壁補修工事、非常階段・渡り廊下剥離補修工事、外壁剥離のための立入防止フェンス設置工事等の補修工事（1,062 万 6 千円）を実施した。

（4）解体事業予算 5,359 万 5 千円の内訳は、印刷製本費 25 万円、委託料 799 万 5 千円、工事請負費 4,535 万円である。

（5）市は、解体後の土地利用については、新庁舎竣工後、当分の間は公用車の駐車場として利用し、その後、久茂地周辺地域のニーズ、中心市街地の活性化施策、その他那覇市のまちづくりに資する土地活用を進めていく方針としている。

上記理由により当該施設の譲渡対応はできないとしている。

（6）市においては、公共施設等の公共財産の処分をする場合は、公正公平の原則に則り、売却にあつては競争入札による処分を前提としている。

（7）当該建物の解体決定までの経緯

市は、平成 22 年 4 月 20 日に社会教育施設再編整備検討委員会を設置し検討、同年 9 月 1 日に久茂地公民館・図書館は、（仮称）牧志・安里公民館・図書館（現牧志駅前ほしぞら公民館・図書館）に機能移転するのが適当との結論に達した。

その後、生涯学習部内での検討を重ね、平成 23 年 5 月 19 日付けで、当該施設を利活用しないことを決定した。

2 監査委員の判断

（1）請求人は、「当該建物の耐力度点数 3,026 点から点数が低く危険度が非常に高いとしているが、耐力度調査は老朽化の一つの目安であり、改築を前提の調査で、基準点以下でも改修不能なほど危険度が高いことを証明することにはならない。」と主張している。

耐力度点数 3,026 点は、文部科学省の補助事業である危険改築事業の補助採択要件を満たす 5,000 点を大幅に下回っている。耐力度調査を行った受託業者は、調査所見の中で「極めて危険な状態である。早急な対策を要する。」と指摘している。なお、旧那覇市役所庁舎の耐力度点数は平均 3,570 点、旧那覇市教育委員会庁舎は 3,172 点であった。

市は当該施設を新たに活用しないことから、これを解体するとしても、それをもって不当とは言えない。

（2）請求人は、市が譲渡を受けて以来、外壁塗装を含む十分な補修、改修を怠り、建築基準法第 8 条に明確に違反していると指摘しているが、同法は努力義務規定であり、維持保全が不十分だとして、これを違法とするのは当たらない。

なお、今日まで補修工事は、適宜行われてきたことは、これまでの工事経緯（平成 14 年度以降 1,062 万 6 千円）からも認めることができる。

（3）請求人は、解体事業予算 5,359 万 5 千円が、入札の予定価格では 4,000 万円に落ちており、その積算根拠が極めて不自然であると主張しているが、解体事業予算は設計・監理費、工事請負費と印刷製本費の合計となっている。予算計上においては、数社から見積もりを徴して計上しており問題はない。

また、入札における予定価格も予算の範囲内で決定しており問題はない。

（4）請求人は、新沖縄子どもを守る会が有償譲渡を申し出ており、解体費用に 4 千万円を支出せずとも、2 億円で耐震改修が可能であり、有償譲渡、又は競争入札により

売却すべきであると主張しているが、当該施設の再利用については、費用対効果や施設配置などさまざまな見地から検討を重ねた結果、再利用しないことが決定されている。また、解体費用は、適切な行政手続きにより予算計上され、議会の承認を得た事業による支出であり問題はない。施設の利活用や処分については、市が、総合的に判断することである。

- (5) 請求人は、若狭小学校等の校舎が、危険な状態で使用されているとして、その改修に予算計上すべきだと主張している。これは、当該措置請求の旧久茂地公民館の解体差し止めとは別問題であり、それをもって当該解体事業が不当だとは言えない。

3 結論

以上のことから、当該解体事業の執行に、違法性又は不当性は認められず、解体工事指名競争入札の中止と、それによる公金支出の差し止めを求める請求人の主張には、理由がないものと認め、請求を棄却する。

4 監査委員の意見

若狭小学校をはじめ、一部の小中学校校舎については、剥離やコンクリートの劣化等によって、危険な状態にあると指摘されている。

子どもたちの学習環境において、安心・安全を十分に確保にすることは、大変重要なことであり、このような建築物については、速やかに対策を講じられたい。

那 監 公 表 第 1 号

平成 24 年 4 月 2 日

那覇市監査委員

大 嶺 英 明

同

宮 里 善 博

同

久 高 将 光

同

喜舎場 盛 三

平成 23 年度後期定期監査の結果について（公表）

地方自治法第 199 条第 4 項の規定に基づき、市民文化部、出納室、議会事務局、上下水道局、監査委員事務局の定期監査を行ったので、同条第 9 項の規定により監査の結果を、次のとおり公表する。

那覇市定期監査報告書

第 1 監査の対象 市民文化部

市民生活安全課、まちづくり協働推進課、市民課、文化振興課、博物館

出納室

議会事務局

庶務課、議事管理課、議事調査課

上下水道局

総務課、企画経営課、料金サービス課、契約検査課、管理課、配水課、工務課、下水道課

監査委員事務局

第 2 監査の期間 平成 23 年 12 月 1 日から平成 24 年 2 月 17 日まで

第 3 監査の方法 監査は平成 23 年度（平成 23 年 11 月 30 日現在）における予算の執行状況及び事務事業の状況並びに財産の管理状況等について、監査資料の提出を求め、関係各課等から説明を聴取し、これらの財務に関する事務が、法令に基づいて適正かつ効率的に執行されているかどうかを主眼として実施した。

第 4 監査の結果 次のとおり

市民文化部

○ 市民生活安全課

1 職員の配置状況

市民生活安全課の職員配置状況は、副部長兼課長 1 人、副参事（室長） 1 人、主幹 1 人、主査 3 人、主任主事 2 人、主事 2 人の計 10 人である。その他、非常勤職員 4 人、臨時職員 3 人である。

2 主な所掌事務

市民生活安全課は、部所管の政策課題、交通安全、防犯、暴力団対策、市民憲章推進、法律相談、陳情、市長への手紙その他広聴、消費生活相談、消費者の意識啓発等に関する事務を所掌している。

3 予算の執行状況

歳入及び歳出の予算執行状況については、収入調定伺、支出負担行為書、所属別歳入・歳出執行状況表等により審査した結果、計数は正確と認めた。

(1) 負担金、補助金及び交付金について

補助金の支出は、スクールゾーン委員会交通安全対策事業補助金（234 万円）、那覇・豊見城地区防犯協会補助金（189 万 2,485 円）、那覇市交通安全市民運動推進協議会事業補助金（170 万 2,500 円）、保安灯設置事業補助金（87 万円）、那覇・豊見城地区交通安全協会補助金（75 万 9,799 円）等である。

(2) 資金前渡・概算払いについて

資金前渡による支払いは、那覇市安全で住みよいまちづくり推進協議会委員報酬（7万5,500円）、同委員費用弁償（2万6,000円）、消費生活相談員研修、消費者行政職員研修等負担金（1万9,260円）である。

概算払いによる支払いは、スクールゾーン委員会補助金（234万円）、那覇市交通安全市民運動推進協議会事業補助金（170万2,500円）、那覇地区防犯協会補助金（149万6,485円）、那覇市民憲章推進協議会運営補助金（69万円）、那覇人権擁護委員協議会補助金（63万4,000円）等である。

これらについて、予算執行伺書等により審査した結果、おおむね適正に処理されているものと認めた。

4 契約事務の状況

(1) 工事及び設計委託の契約状況について

工事及び設計委託は、スクールゾーン等整備拡充事業（予算現額77万6,000円）である。

(2) 使用料及び賃借料の契約について

使用料及び賃借料の契約は、タクシー使用料（12万1,740円）、複写機賃借料・使用料（8万598円）等である。

(3) 修繕料の契約について

修繕料の契約は、車両及びその他備品修理（3万3,579円）である。

これらについて、契約方法、契約書、契約内容、履行状況等を審査した結果、「6指摘事項等」以外は、おおむね適正に処理されているものと認めた。

5 財産の管理状況

(1) 物品について

物品の出納及び保管等について、平成24年1月10日に備品台帳、その他関係書類と現品を突合（抽出）した。

これらについて、関連台帳等により審査した結果、おおむね良好に管理されているものと認めた。

6 指摘事項等

スクールゾーン等整備拡充事業の早期執行について（注意事項）

スクールゾーン等整備拡充事業は、児童の交通安全に関わる重要な事業である。各小学校のスクールゾーン委員会から路面標示の希望ヵ所が年度当初に提出されているのであれば、早期に要望を取りまとめた上、道路建設課に対しては年度末に一括して工事の発注を依頼するのではなく、分割発注を含め、当該年度の早い時期に予算執行ができるよう検討されたい。

○ まちづくり協働推進課

1 職員の配置状況

まちづくり協働推進課の職員配置状況は、課長1人、主幹1人、主査2人、主任主事1人、主事3人の計8人である。その他、非常勤職員6人である。

2 主な所掌事務

まちづくり協働推進課は、協働によるまちづくりの推進、市民の市政参画、コミュニティの振興、自治会の活動支援、NPO活動の支援、共同利用施設に関する事務を所掌している。

3 予算の執行状況

歳入及び歳出の予算執行状況については、収入調定伺、支出負担行為書、所属別歳入・歳出執行状況表等により審査した結果、計数は正確と認めた。

(1) 負担金、補助金及び交付金について

補助金の支出は、自治会事務所賃借料補助金（1,077万9,600円）、自治会及び準備委員会等事業補助金（467万5,000円）、一般コミュニティ助成事業（250万円）、自治会長会連合会補助金（175万円）、小学校区コミュニティモデル事業補助金（159万9,402円）等である。

(2) 資金前渡・概算払いについて

資金前渡による支払いは、那覇市連絡事務委託料（4月分～10月分）（2,526万1,600円）、第4回那覇市協働大使委嘱式・懇親会（12万8,570円）等である。

概算払いによる支払いは、地域づくり・公益活動支援事業委託（前期）（941万7,626円）、地域づくり・公益活動支援事業委託（後期）（905万361円）、自治会事務所賃借料補助金（上半期）（538万9,800円）、自治会事務所賃借料補助金（下半期）（538万9,800円）、一般コミュニティ助成事業（250万円）等である。

これらについて、予算執行伺書等により審査した結果、おおむね適正に処理されているものと認めた。

4 契約事務の状況

(1) 業務委託契約について

業務委託契約は、那覇市連絡事務委託契約（2,887万400円）、地域づくり・公益活動支援事業委託（2,051万9,986円）、那覇市NPO活動支援センター管理運営委託（指定管理）（1,520万円）、平成23年度那覇市自治会長会連合会専門部会活動支援業務委託（47万7,000円）、平成23年度なは市民協働大学運営支援業務委託（44万8,560円）等である。

(2) 使用料及び賃借料の契約について

使用料及び賃借料の契約は、協働大使センター家賃（230万4,000円）、協働大使センター駐車場その外5件（69万9,878円）、タクシー使用料（25万8,450円）、複写機賃借料（8万9,742円）等である。

(3) 修繕料の契約について

修繕料の契約は、車検費用（2万7,609円）である。

これらについて、契約方法、契約書、契約内容、履行状況等を審査した結果、「6指摘事項等」以外は、おおむね適正に処理されているものと認めた。

5 財産の管理状況

(1) 土地・建物について

建物は、自治会館9棟（占有4,787.86㎡）、那覇市NPO活動支援センター（占有179.53㎡）である。

(2) 基金・その他について

基金は、那覇市協働によるまちづくり推進基金（1億円）である。

(3) 物品について

物品の出納及び保管等について、平成24年1月11日に備品台帳、その他関係書類と現品を突合（抽出）した。

これらについて、関連台帳等により審査した結果、おおむね良好に管理されて

いるものと認めた。

6 指摘事項等

(1) ふるさと雇用再生特別事業（地域づくり・公益活動支援事業）の執行について（要望事項）

ふるさと雇用再生特別事業（地域づくり・公益活動支援事業）は、地域ポータルサイトを活用し、市民社会へ社会資源（カネ・ヒト・モノ）が循環する持続可能な仕組みづくりを構築することを目的としている委託事業である。具体的には、①地域活動に取り組む個人や団体等の情報や地域情報を蓄積・発信することにより地域で活動する人や団体を繋げる。②企業の社会貢献活動による公益活動への資金を発掘し、効果的な基金運営を行うことで企業等から NPO や市民活動を支えるためのお金（資金）の流れをつくる等である。

当該事業に関しては、事業主管課としての事業の実効性、実施後の自立に向けた事業継続性等の分析・検証が十分に行われていない。委託事業の趣旨、目的を踏まえ、平成 24 年度以降、当該事業が自立的に運営できるよう事業の実効性等について検証し、執行に当たられたい。

(2) 備品の管理について（注意事項）

那覇市 NPO 活動支援センターに設置されていた平成 12 年度購入のパソコン（取得金額 21 万 3,885 円）が 1 台所在不明で、かつ、不明の原因が確認されていない。市の財産である備品については、那覇市物品会計規則を遵守し、適切に管理されたい。

○ 市民課

1 職員の配置状況

市民課の職員配置状況は、参事兼課長 1 人、支所長 3 人、副参事 3 人、主幹 4 人、主査 14 人、主任主事 58 人、主事 20 人の計 103 人である。その他、非常勤職員 30 人、臨時職員 24 人である。

2 主な所掌事務

市民課は、戸籍法・住民基本台帳法及び外国人登録法、身分その他諸証明、住民実態、身元照会及び犯罪人名簿、自動車臨時運行許可、市民統計、埋火葬の許可、児童手当法に基づく児童手当の受付、国民健康保険の資格得喪・被保険者証の交付、印鑑登録、新都心市民サービスセンターにおける諸証明、国民年金・福祉年金、特別障がい給付金及び支所等に関する事務を所掌している。

3 予算の執行状況

歳入及び歳出の予算執行状況については、収入調定伺、支出負担行為書、所属別歳入・歳出執行状況表等により審査した結果、計数は正確と認めた。

(1) 未収金の徴収について

未収金は、国民年金事務費（現年度 1,594 万円）、外国人登録事務費（現年度 127 万 6,000 円）等である。

(2) 負担金、補助金及び交付金について

負担金の支出は、沖縄県連合戸籍住民基本台帳事務協議会市町村負担金（15 万 9,100 円）等である。

(3) 資金前渡・概算払について

資金前渡による支払いは、那覇中央郵便局における市民課証明書交付業務委

託料 (4 月分~10 月分) (51 万 9,498 円)、平成 23 年度沖縄県連合戸籍住民基本台帳事務協議会市町村負担金 (15 万 9,100 円)、外国人登録事務従事市町村職員第 56 回研修参加旅費 (5 万 1,800 円)、平成 23 年度福岡法務局ブロック管内市町村戸籍事務従事職員上級者研修旅費 (2 万 9,800 円) 等である。

概算払いによる支払いは、第 49 回全国都市国民年金協議会総会及び研修会出席負担金 (6 万 3,450 円)、第 53 回九州都市国民年金協議会総会及び研修会出席負担金 (3 万 8,770 円)、平成 23 年度沖縄県都市国民年金協議会第 2 回研修会出席負担金 (1 万 9,800 円) 等である。

これらについて、予算執行伺書等により審査した結果、おおむね適正に処理されているものと認めた。

4 契約事務の状況

(1) 業務委託契約について

業務委託契約は、市民課労働者派遣契約 (2,546 万 2,080 円)、小禄支所警備業務 (554 万 4,000 円)、首里支所警備業務 (439 万 7,400 円)、支所等特定信書・手数料輸送業務委託 (236 万 8,800 円)、住居表示に係る戸籍システム S E 支援作業委託 (75 万 6,000 円) 等である。

(2) 使用料及び賃借料の契約について

使用料及び賃借料の契約は、行政ファクシミリ賃借料 (488 万 2,500 円) 郵便局ファクシミリ賃借料 (183 万 7,200 円) 等である。

(3) 修繕料の契約について

修繕料の契約は、小禄支所 1 階事務室電話配線設置 (1 万 7,661 円) である。

これらについて、契約方法、契約書、契約内容、履行状況等を審査した結果、おおむね適正に処理されているものと認めた。

5 財産の管理状況

(1) 土地・建物について

土地は、首里支所 (旧支所用地及び新支所用地・1,881.46 m²)、小禄支所 (支所用地・1,987.59 m²) である。

建物は、首里支所 (新支所庁舎・932.13 m²)、小禄支所 (支所庁舎・666.79 m²) である。

(2) 物品について

物品の出納及び保管等について、本庁、首里支所、真和志支所、小禄支所は平成 24 年 1 月 12 日備品台帳、その他関係書類と現品を突合 (抽出) した結果、おおむね良好に管理されているものと認めた。

6 指摘事項等

該当事項はありません。

○ 文化振興課

1 職員の配置状況

文化振興課の職員配置状況は、課長 1 人、主幹 1 人、主査 3 人、主任主事 4 人、主任技師 1 人、技師 1 人の計 11 人である。その他、非常勤職員 5 人である。

2 主な所掌事務

文化振興課は、文化行政の総合的施策の策定及び総合調整、文化事業の開発及び推進、文化団体の育成及び連絡調整、市民ギャラリー、市民会館及びパレ

ット市民劇場の施設の運用管理、市民会館及びパレット市民劇場の自主文化事業の企画推進等に関する事務を所掌している。

3 予算の執行状況

歳入及び歳出の予算執行状況については、収入調定伺、支出負担行為書、所属別歳入・歳出執行状況表等により審査した結果、計数は正確と認めた。

(1) 未収金の徴収について

未収金は、市民会館使用料（現年度 148 万 7,909 円・過年度 25 万 1,683 円）、市民ギャラリー使用料（現年度 89 万 6,616 円）、市民劇場使用料（現年度 110 万 9,198 円・過年度 68 万 5,745 円）、那覇市新市民会館建設基金収入（現年度 222 万 6,082 円）等である。

(2) 負担金、補助及び交付金について

負担金の支出は、全国公立文化施設協会会費（2 万円）、沖縄県公立文化施設協議会会費（1 万円）等である。

補助金の支出は、文化協会助成事業補助金（100 万円）である。

(2) 資金前渡・概算払について

資金前渡による支払いは、文化協会助成事業補助金（100 万円）、市民会館の火災保険料（7 万 4,510 円）、那覇市文化行政審議会委員の報償費（4 万 5,500 円）等である。

概算払による支払いは、特別産業廃棄物管理責任者講習会受講旅費（3 万 8,700 円）である。

これらについて、予算執行伺書等により審査した結果、おおむね適正に処理されているものと認めた。

4 契約事務の状況

(1) 業務委託契約について

業務委託契約は、市民会館舞台技術業務（3,580 万 5,000 円）、パレット市民劇場舞台技術業務（2,028 万 1,800 円）、市民会館清掃業務（1,151 万 8,500 円）、市民会館変電室技術管理業務（756 万円）、市民会館警備業務（435 万 7,500 円）等である。

(2) 工事及び設計委託の契約について

工事及び設計委託の契約は、パレット市民劇場緊急整備改修事業（きめ細かな交付金）舞台機構改修工事（1,307 万 2,500 円）、市民会館小型エレベータ設置工事（601 万 6,500 円）である。

(3) 使用料及び賃借料の契約について

使用料及び賃借料の契約は、市民ギャラリー賃借料及び共同管理費（2,819 万 7,553 円）、パレット市民劇場共同管理費（1,375 万 7,919 円）、市民会館敷地賃借料（781 万 3,188 円）等である。

(4) 修繕料の契約について

修繕料の契約は、パレット市民劇場冷房機改修（134 万 4,000 円）、パレット市民劇場客席椅子張替修繕（39 万 9,000 円）等である。

これらについて、契約方法、契約書、契約内容、履行状況等を審査した結果、おおむね適正に処理されているものと認めた。

5 財産の管理状況

(1) 土地・建物について

土地は、パレット市民劇場（区分所有敷地権 318.26 m²）、建物は、那覇市民

会館（7,170.74 m²）、パレット市民劇場（1,556.58 m²）である。

(2) 基金・その他について

基金は、那覇市新市民会館建設基金（3 億円）、那覇市文化振興基金（2,733 万 9,644 円）である。

(3) 物品について

物品の出納及び保管等について、平成 24 年 1 月 12 日に備品台帳、その他関係書類と現品を突合（抽出）した。

これらについて、関連台帳等により審査した結果、「6 指摘事項等」以外は、おおむね良好に管理されているものと認めた。

6 指摘事項等

(1) 備品（OHP：オーバーヘッドプロジェクター）の管理・活用について（要望事項）

パレット市民劇場用OHPについては、平成 2 年度に10万3,824円で購入しているが、平成21年度から使用実績がない。その理由は、ビデオプロジェクターの活用が主流となったことによるものである。

今後の使用見込みを見極め、処分を含めて検討し、適切な備品管理に努められたい。

(2) 変電室技術管理業務委託について（要望事項）

市民会館運営管理費の変電室技術管理業務委託料については、入札により単年度業務委託契約を行っている。今後は、長期継続契約の実施等についても検討されたい。

○ 博物館

1 職員の配置状況

博物館の職員配置状況は、館長 1 人、主幹 2 人、主査 3 人、学芸員主査 1 人、主任学芸員 2 人、学芸員 1 人の計 10 人である。その他、非常勤職員 6 人である。

2 主な所掌事務

博物館は、市史、歴史資料の編集・普及事業等、史料文書の収集及び管理、那覇市歴史博物館、那覇市立壺屋焼物博物館等に関する事務を所掌している。

3 予算の執行状況

歳入及び歳出の予算執行状況については、収入調定伺、支出負担行為書、所属別歳入・歳出執行状況表等により審査した結果、計数は正確と認めた。

(1) 未収金の徴収について

未収金は、琉球王尚家伝来品保存修理事業補助金（現年度 960 万円）である。

(2) 負担金、補助及び交付金について

負担金の支出は、日本博物館協会年会費（3 万円）、文化財保存修復学会年会費（8,000 円）等である。

(3) 資金前渡・概算払について

資金前渡による支払いは、尚家文書修理現況確認及び調整（文化庁職員派遣依頼）に伴う旅費（7 万 2,020 円）、車両物損事故による賠償金の支払い（11 万 2,636 円）等である。

概算払による支払いは、尚家文書修理前現況確認及び文化庁担当者との作業方針確認調整に伴う旅費（5 万 2,680 円）等である。

これらについて、予算執行伺書等により審査した結果、おおむね適正に処理さ

れているものと認めた。

4 契約事務の状況

(1) 業務委託契約について

業務委託契約は、国宝「琉球国王尚家関係資料」修理事業（1,170万円）、壺屋焼物博物館警備・観覧券販売・展示室監視業務（1,086万7,500円）、歴史博物館受付・観覧料等徴収業務（441万円）、壺屋焼物博物館清掃業務（341万2,500円）等である。

(2) 使用料及び賃借料の契約について

使用料及び賃借料の契約は、歴史博物館共同管理費（530万5,022円）、壺屋焼物博物館駐車場賃借料（36万円）、複写機賃借料（22万6,800円）等である。

(3) 修繕料の契約について

修繕料の契約は、壺屋焼物博物館調光用器具取替（16万7,580円）等である。

(4) 補償、補填及び賠償金の契約について

補償、補填及び賠償金の契約は、車両物損事故による賠償金の支払い（11万2,636円）である。

これらについて、契約方法、契約書、契約内容、履行状況等を審査した結果、おおむね適正に処理されているものと認めた。

5 財産の管理状況

(1) 土地・建物について

土地は、歴史博物館（159.11㎡）、壺屋焼物博物館（4筆、1,187.34㎡）である。

建物は、歴史博物館（810.48㎡）、壺屋焼物博物館（1,852.58㎡）である。

工作物は、「曝書山房跡」標示板、山之口猊詩碑等である。

(2) 基金・その他について

著作権は、那覇市史資料篇、那覇市史通史篇等である。

(3) 物品について

物品の出納及び保管等について、平成24年1月11日に備品台帳、その他関係書類と現品を突合（抽出）した。

これらについて、関連台帳等により審査した結果、「6指摘事項等」以外は、おおむね良好に管理されているものと認めた。

6 指摘事項等

(1) 灯油窯の使用時における防火体制について（注意事項）

壺屋焼物博物館の4階に設置された灯油窯について、使用時には室内が高温となるため、使用中は火災警報装置の全館鳴動システムを解除し、2階の管理室のみ警報が鳴る状況となっている。しかし、消防法第17条においては、当該火災警報装置について、その設置のみならず機能維持が義務付けられており、常に全館鳴動システムを維持する必要がある。

火災発生時には、来館者や館内職員等に対し、火災発生的事实を迅速に伝えることが重要であり、今後は、消防法に沿った適切な防火管理体制をとりたい。

(2) 備品（首里那覇鳥瞰図）の管理について（注意事項）

歴史博物館に保管されている首里那覇鳥瞰図については、保管箱に備品シールが貼付されていない。備品シールは、備品の存在を確認するため必要であり、備品管理上、基本的なものである。速やかに備品シールを貼付し、適切な備品管理

に努められたい。

(3) 旧跡掲示板及び詩碑等について（要望事項）

歴史博物館の管理する旧跡掲示板及び詩碑等（64基）については、点検調査を定期的実施し調査票を整備するなど、その管理が適切に行われている。

一方、当該詩碑等については、多くの市民や観光客へ周知を図る必要があるが、パンフレット等による広報PRは、必ずしも十分とはいえない状況にある。

今後は、観光協会等との連携を強化するなど工夫をこらし、更なる広報PRに努められたい。

出納室

○ 出納室

1 職員の配置状況

出納室の職員配置状況は、会計管理者兼室長1人、副参事1人、主幹1人、主査2人、主任主事6人、主事2人、計13人である。その他、臨時職員2人である。

2 主な所掌事務

出納室は、現金の出納、現金及び財産の記録管理、決算の調製、公印の保管、支出負担行為の確認及び収入・支出その他命令書等の審査、室の予算・文書等に関する事務を所掌している。

3 予算の執行状況

歳入及び歳出の予算執行状況については、収入調定伺、支出負担行為書、所属別歳入・歳出執行状況表等により審査した結果、計数は正確と認めた。

(1) 資金前渡・概算払について

資金前渡による支払いは、平成23年度全国市長会公金総合保険料（63万8,168円）である。

概算払いは、第87回沖縄県都市会計管理者定例会の出席旅費（1,560円）である。

これらについて、予算執行伺書等により審査した結果、おおむね適正に処理されているものと認めた。

4 契約事務の状況

(1) 業務委託契約について

業務委託契約は、那覇市歳入金の納付済通知書等による歳入の内容を電子計算機の外部記憶媒体に収録する業務委託料（660万円）である。

(2) 使用料及び賃借料の契約について

使用料及び賃借料の契約は、複写機使用料及び賃借料（15万8,139円）、タクシー使用料（3万8,440円）等である。

これらについて、契約方法、契約書、契約内容、履行状況等を審査した結果、おおむね適正に処理されているものと認めた。

5 財産の管理状況

物品について

物品の出納及び保管等について、平成24年1月12日に備品台帳、その他関係書類と現品を突合（抽出）した結果、「6指摘事項等」以外は、おおむね良好に

管理されているものと認めた。

6 指摘事項等

備品の管理について（注意事項）

那覇市物品会計規則第28条は、「備品の出納保管事務については、原則として財務会計システムにより行うものとする。」と規定されている。平成20年度より新財務会計システム移行に伴い新しいシステムで備品登録を行うことになっているが、出納室の全備品について、新システムに基づく備品シールが見受けられなかった。備品シールを貼る作業を失念していたということであるが、備品の管理については、台帳整備だけではなく備品シールの貼付についても適切に行われたい。

議会事務局

○ 議会事務局（庶務課・議事管理課・議事調査課）

1 職員の配置状況

庶務課の職員配置状況は、課長1人、主幹1人、主査2人、主任主事2人の計6人である。その他、非常勤職員8人（会派秘書5人、運転手2人、議会史編さん員1人）である。

議事管理課の職員配置状況は、課長1人、副参事1人、主幹2人、主査2人の計6人である。

議事調査課の職員配置状況は、課長1人、主幹2人、主査1人、主任主事1人の計5人である。

2 主な所掌事務

議会事務局の庶務課は、文書及び公印、予算・決算及び経理、議員の身分及び報酬・費用弁償・共済等、職員の人事・服務及び給与、儀式・ほう賞・交際及び渉外、議事堂の管理、物品の出納保管、自動車の運行管理、議長会及び局長会、議会史編さん、各派代表者会議、他課の所管に属さないことに関する事務を所掌している。

議事管理課は、本会議・委員会・公聴会及び正副委員長会議、議案・請願・陳情及び意見書等の取扱い、議会において行う選挙、条例・規則・規程等の制定・改廃、会議録・委員会記録、議会先例、事務局内の各種研究会に関する事務を所掌している。

議事調査課は、市政一般及び諸法規の調査・研究、議会及び委員会等の特命調査、調査資料の収集・整理・作成及び保管、各種の照会に対する調査及び回答、行政視察の受入れ、議会の広報、議会図書室に関する事務を所掌している。

3 予算の執行状況

歳入及び歳出の予算執行状況については、収入調定伺、支出負担行為書、所属別歳入・歳出執行状況表等により審査した結果、計数は正確と認めた。

(1) 未収金の徴収について

未収金は、議員辞職に伴う議員報酬返還金（過年度17万3,033円）である。

(2) 負担金、補助及び交付金について

負担金の支出は、平成22年度沖縄県市議会議長会負担金（172万4,000円）、

全国市議会議長会負担金 (1,497,000 円)、九州市議会議長会負担金 (12 万 100 円)、都市行政問題研究会負担金 (6 万円)、那覇市国際交流市民の会負担金 (5 万円) 等である。

補助金の支出は、平成 23 年度政務調査費 (4,320 万円) である。

(3) 資金前渡・概算払について

資金前渡による支払いは、政務調査費 (4,320 万円)、市議会議員共済会事務負担金 (52 万円)、議会史編集委員会委員報酬 (12 万 8,500 円)、九州市議会議長界団体負担金 (12 万 100 円) 等である。

概算払いによる支払いは、観光と地域活性化に関する調査特別委員会視察旅費 (202 万 1,900 円)、中核市移行に関する調査特別委員会視察旅費 (186 万 2,120 円)、福州市友好締結 30 周年記念事業公式訪問団旅費 (171 万 1,270 円)、公共交通と交通政策に関する調査特別委員会視察旅費 (160 万 5,520 円) 等である。

これらについて、予算執行伺書等により審査した結果、「6 指摘事項等」以外はおおむね適正に処理されているものと認めた。

4 契約事務の状況

(1) 業務委託契約について

業務委託契約は、市議会だより配布 (419 万 1,894 円)、会議録検索システム保守委託 (保守) (35 万 9,100 円)、平成 23 年度分会議録データ整備 (19 万 8,659 円) 等である。

(2) 使用料及び賃借料の契約について

使用料及び賃借料の契約は、議長車賃借料 (75 万 2,220 円)、ファクシミリ賃借料・保守含む (71 万 6,931 円)、会議録検索システム (34 万 5,240 円)、複写機賃借料 (20 万 4,878 円) 等である。

(3) 修繕料の契約について

修繕料の契約は、マイクロバス車検 (8 万 8,108 円) 等である。

これらについて、契約方法、契約書、契約内容、履行状況等を審査した結果、おおむね適正に処理されているものと認めた。

5 財産の管理状況

物品の出納及び保管等について、平成 24 年 1 月 12 日に備品台帳、その他関係書類と現品を突合 (抽出) した結果、おおむね良好に管理されているものと認めた。

6 指摘事項等

(1) 支出負担行為の時期について (注意事項)

那覇市議会史発行事業の印刷製本契約 (244 万 3,000 円) は平成 23 年 11 月 21 日に締結されている。那覇市予算決算規則第 23 条 (支出負担行為の整理区分及び事前合議) では、契約締結のときに支出負担行為 (注) を起こすことになっているが、平成 24 年 1 月 12 日に書類を契約締結日の平成 23 年 11 月 21 日に遡って処理している。

支出負担行為として整理する時期は「契約締結のとき」であることから、今後は、規則を遵守し適切な事務処理に努められたい。

(注) 支出負担行為とは、法令又は予算に基づいて決定される「支出の原因となるべき契約その他の行為」(地方自治法 232 の 3) を言い、いわば経費の支弁義務を発生させるための基本事項の確認的行為である。

(2) 公印管理について (注意事項)

那覇市議会公印規程第3条（公印の名称等）及び第5条（公印台帳）に基づき、公印を公印台帳と照合した結果、「議事管理課長印」と「議事調査課長印」であるべき公印が、「議事課長印」、「調査課長印」となっていた。

このことについては、平成21年4月1日議会事務局の課名が変更になった際、公印改刻が行われなかった為である。

なお、同公印は使用実績がないということであるので、公印の必要性等も検証して適切な公印管理に努められたい。

上下水道局

○ 総務課

1 職員の配置状況

総務課の職員配置状況は、課長1人、副参事1人、主幹1人、主幹兼係長2人、主査2人、技査1人、主任主事7人、主事2人の計17人である。その他、非常勤職員1人である。

2 主な所掌事務

総務課は、文書及び公印、秘書、儀式及び交際、部内各課に関連する事務の総合調整、広報、職員の任免、服務その他身分、職員の勤務条件、給与、報酬、費用弁償、職員の出張、研修、福利厚生及び労務管理、庁舎の管理、車両の管理、貯蔵品の出納保管、財産の取得及び処分並びに財産管理の調整統括、不用品の処分、情報公開及び個人情報保護、条例、規程等の制定及び解釈、運用、日本水道協会及び日本下水道協会、部内他課に属しないことに関する事務を所掌している。

3 予算の執行状況

収益的収入及び支出並びに資本的支出の予算執行状況については、収入調定伺、支出負担行為書、収入・支出予算執行状況表等により審査した結果、計数は正確と認めた。

(1) 負担金、補助及び交付金について

負担金の支出は、沖縄県水源基金負担金（1,901万2,000円）、日本水道協会沖縄県支部会費（168万1,346円）、沖縄県治水協会負担金（130万6,000円）、日本下水道事業団補助金（42万円）、日本水道協会正会員会費（48万3,400円）、日本水道協会九州地方支部会費（14万5,020円）等である。

(2) 資金前渡・概算払の取扱いについて

資金前渡による支払いは、水道事業実務講習会負担金（1万円）、局長交際費（5,000円）等である。

概算払による支払いは、日本水道協会全国総会旅費（18万5,130円）、日本水道協会九州地方支部総会旅費（13万3,640円）等である。

これらについて、予算執行伺書等により審査した結果、おおむね適正に処理されているものと認めた。

4 契約事務の状況

(1) 業務委託契約状況について

業務委託契約は、庁舎警備及び電話受付業務委託（953万4,000円）、庁舎清掃業務委託（781万2,000円）、庁舎空調設備保守点検業務委託（336万円）、庁舎環境衛生業務委託（136万800円）、出退勤システム保守管理業務委託（63万円）等である。

(2) 使用料及び賃借料の契約について

使用料及び賃借料の契約は、複写機賃借（87 万 8,220 円）、タクシー使用料（3 万 5,400 円）等である。

(3) 修繕料の契約について

修繕料の契約は、駐車場管理機器修繕（106 万 80 円）、駐車場管理機器（カーゲート）修繕取替（99 万 150 円）、みずの資料館器具修繕（24 万 3,000 円）等である。

これらについて、契約方法、契約書、契約内容、履行状況等を審査した結果、おおむね適正に処理されているものと認めた。

5 財産の管理状況

(1) 土地・建物について

土地は、上下水道局庁舎用地（占有 9,905.77 m²、貸付 2,279.00 m²）、水源保護用地（貸付 3,907.00 m²）、旧石嶺ポンプ場用地（貸付 1,339.38 m²）、旧集中監視センター用地（貸付 1,198.00 m²）水源用地（占有 324.11 m²、貸付 272.00 m²）等である。

建物は、上下水道局庁舎 A 棟 E V 棟（占有 4,564.12 m²、貸付 72.50 m²）、上下水道局庁舎 B 棟（占有 627.23 m²、貸付 642.75 m²）、旧集中監視センター（貸付 257.48 m²）である。

(2) 物品について

物品の出納及び保管等について、平成 23 年 1 月 12 日に備品台帳、その他関係書類と現品を突合（抽出）した。

これらについて、関連台帳等により審査した結果、おおむね良好に管理されているものと認めた。

6 指摘事項等

(1) 上下水道局出退勤システムプログラム保守管理業務委託について（要望事項）

情報関連システムの保守管理業務委託は、その性格上、開発業者との随意契約に成らざるを得ないものと思料するが、システム導入時に、システム開発業務と保守管理業務を一括して発注するなどにより競争性を高め、効率的な予算執行に努められたい。

(2) 複写機及び複合機賃貸借契約について（要望事項）

執行何額の設定にあたっては、数社から見積書を徴し、単純に数社平均を執行何額の根拠としているが、各社の見積もり額に大きな隔たりがある場合は、他部局の実績額も考慮し、適切な執行何額の設定に努められたい。

○ 企画経営課

1 職員の配置状況

企画経営課の職員配置状況は、課長 1 人、副参事 2 人、主幹兼係長 2 人、主幹 1 人、係長 1 人、主査 5 人、技査 1 人、主任主事 3 人の計 16 人である。その他、臨時職員 1 人である。

2 主な所掌事務

企画経営課は、経営基本計画の策定及び基本的な事業の総合調整、水道事業の変更認可申請、職員定数、組織及び事務分掌、料金制度、財政計画の策定、予算

編成及び執行管理、企業債、決算の調製及び業務状況の公表、経営の分析、会計伝票・証ひょう及び添付書類の審査・保管、現金及び有価証券の出納保管、一時借入金・資金計画及び資金の運用、出納金融機関及び収納取扱金融機関、消費税、電子計算業務等に関する事務を所掌している。

3 予算の執行状況

収益的収入及び支出並びに資本的収入及び支出の予算執行状況については、収入調定伺、支出負担行為書、収入・支出予算執行状況表等により審査した結果、計数は正確と認めた。

(1) 負担金、補助及び交付金について

負担金の支出は、上水道事業への共通経費負担金（1億2,639万4,300円）、沖縄県統計協会年会費（1万5,000円）である。

(2) 資金前渡・概算払について

概算払による支払いは、消費税及び地方消費税（5,549万1,200円）である。

これらについて、予算執行伺書等により審査した結果、おおむね適正に処理されているものと認めた。

4 契約事務の状況

(1) 業務委託契約について

業務委託契約は、事業事前評価業務委託（990万1,500円）、局ネットワーク及びサーバー等の運用・保守業務委託（614万8,800円）、警備輸送並びにこれに関する業務委託（126万円）、那覇市の水道・下水道に関するアンケート調査業務委託（129万1,500円）、記録媒体輸送及び保管業務（106万3,440円）、上下水道事業財務会計システム保守管理業務委託（86万2,440円）等である。

(2) 使用料及び賃借料の契約について

使用料及び賃借料契約は、タクシー使用料（5万3,300円）である。

これらについて、契約方法、契約書、契約内容、履行状況等を審査した結果、おおむね適正に処理されているものと認めた。

なお、那覇市の水道・下水道に関するアンケート調査業務委託については、業務見直しにより経費削減及び業務の効率化を行った実績を評価し、今後とも経済性及び効率性の観点から業務執行に努めることを要望した。

5 財産の管理状況

物品について

物品の出納及び保管等について、平成24年1月12日に備品台帳、その他関係書類と現品を突合（抽出）した結果、おおむね適正に管理されているものと認めた。

6 指摘事項等

那覇市の水道・下水道に関するアンケート調査業務委託について（要望事項）

那覇市の水道・下水道に関するアンケート調査業務委託は、平成20年度と比較して委託料は大きく減少し、アンケート回収率は向上している。これは、業務内容を見直し、経費節減と業務の効率化に努めた結果である。このことは、他の業務委託に関しても言えることであり、今後とも業務内容や契約方法入札方法を見直し、経費削減及び効率的な業務執行に努められたい。

○ 料金課サービス課

1 職員の配置状況

料金課の職員の配置状況は、課長1人、副参事2人、主幹兼係長4人、係長2人、主査7人、技査2人、主任主事22人、主任技師5人、主事3人の計48人である。その他、非常勤職員11人、臨時職員3人である。

2 主な所掌事務

料金サービス課は、給水契約申込みの受付、水道料金の調定、収納、滞納整理、下水道使用の開始受付、調定、収納、滞納整理、再生水の利用申請、料金の調定、収納、給水装置、指定給水装置工事事業者、量水器の維持管理、排水設備工事、排水設備指定工事店及び責任技術者、特定事業場から下水道に排除される下水の水質管理等に関する事務を所掌している。

3 予算の執行状況

収益的収入及び支出並びに資本的収入及び支出の予算執行状況については、収入調定伺、支出負担行為書、収入・支出予算執行状況表等により審査した結果、計数は正確と認めた。

(1) 未収金の徴収について

未収金は、水道料金（現年度10億5,737万104円・過年度3,780万8,579円）、下水道使用料（現年度5億5,474万3,579円・過年度1,829万2,005円）、水洗便所改造等資金貸付金返還金（過年度273万5,304円）等である。

(2) 負担金、補助及び交付金について

負担金の支出は、那覇地区公益事業暴力追放連絡協議会負担金（2万円）である。

補助金の支出は、心身障がい者世帯等に対する水洗便所改造等設置補助金（228万円）である。

(3) 資金前渡・概算払について

資金前渡による支払いは、重複徴収及び過誤納付金の現金還付資金（26万1,125円）等である。

これらについて、予算執行伺書等により審査した結果、おおむね適正に処理されているものと認めた。

4 契約事務の状況

(1) 業務委託契約について

業務委託契約は、水道メーター検針業務委託（2,305万4,031円）、水道メーター開閉栓等業務委託（1,678万536円）、窓口収納業務委託（775万9,500円）、水道料金等コンビニ収納代行業務委託（567万9,868円）、事業場排水水質分析調査業務委託（299万2,500円）等である。

(2) 使用料及び賃借料の契約について

使用料及び賃借料の契約は、タクシー使用料（26万3,000円）である。

(3) 修繕料の契約について

修繕料の契約は、車検整備費用（8万4,794円）、再生水用量水器取替修繕工事（7万9,275円）等である。

これらについて、契約方法、契約書、契約内容、履行状況等を審査した結果、「6指摘事項等」以外は、おおむね適正に処理されているものと認めた。

5 財産の管理状況

物品について

物品の出納及び保管等について、平成24年1月16日に備品台帳、その他関係書類と現品を突合（抽出）した結果、おおむね適正に管理されているものと認めた。

6 指摘事項等

口座振替依頼書配布業務委託のあり方及び口座振替推進の目標について

（要望事項）

口座振替依頼書配布業務委託は、口座振替推進を目的に新規水道使用者に対し水道申出開栓時に口座振替依頼書及びチラシ等を配布する事業である。事業の効率的執行の観点から開閉栓業務受託者との間で別途随意契約を締結しているが、一括契約するなど契約方法や入札方法を見直し更なる契約事務の効率化及び経費削減に努められたい。

また、口座振替は他の収納方法と比較し最も効率的で徴収経費が安く経費削減につながることから口座振替推進に当たっては目標を明確にし、効率的な取り組みに努められたい。

○ 契約検査課

1 職員の配置状況

契約検査課の職員配置状況は、課長1人、副参事1人、主幹2人、技査1人、主査2人、主任主事1人の計8人である。

2 主な所掌事務

契約検査課は、工事の請負、業務の委託、貯蔵品等の調達に係る契約、工事及び修繕の検査、貯蔵品等及び工事用資機材等の検収に関する事務を所掌している。

3 予算の執行状況

収益的支出及び資本的支出の予算執行状況については、支出負担行為書、支出予算執行状況表等により審査した結果、計数は正確と認めた。

4 契約事務の状況

(1) 業務委託契約について

業務委託契約は、電子入札コアシステム・アウトソーシングサービス契約（応札者ヘルプデスク・管理者サポート）（上下水道局分63万円）等である。

(2) 使用料及び賃借料の契約について

使用料及び賃借料は、電子入札コアシステム・アウトソーシングサービス契約（運用サービス）（上下水道局分68万6,000円）等である。

(3) 修繕料の契約について

修繕料は、車両車検整備及びクレーン取替外1件（13万830円）である。

これらについて、契約方法、契約書、契約内容、履行状況等を審査した結果、おおむね適正に処理されているものと認めた。

5 財産の管理状況

物品について

物品の出納及び保管等について、平成23年1月13日に備品台帳、その他関係書類と現品を突合（抽出）した結果、おおむね良好に管理されているものと認めた。

6 指摘事項等

該当事項はありません。

○ 管理課

1 職員の配置状況

管理課の職員配置状況は、課長1人、副参事1人、主幹兼係長2人、係長3人、技査1人、主任主事2人、主事1人、主任技師10人、技師4人、主任技工5人の計30人である。その他、非常勤職員1人、臨時職員3人である。

2 主な所掌事務

管理課は、給水管、送水管、配水管及びこれらの付属設備の機能を維持管理するための調査設計及び施工管理、管理図面の作成及び原図管理、漏水防止の計画及び実施、漏水防止の啓発、給水管・送水管・配水管及びこれらの付属設備の修繕に関する事務を所掌している。

3 予算の執行状況

収益的収入及び支出並びに資本的支出の予算執行状況については、収入調定伺、支出負担行為書、収入・支出予算執行状況表等により審査した結果、おおむね適正に処理されているものと認めた。

(1) 未収金の徴収について

未収金は、その他営業収益の雑収益（現年度6万6,835円）である。

(2) 負担金・補助及び交付金について

負担金の支出は、沖縄総合通信事務所（1万7,800円）である。

これらについて、予算執行伺書等により審査した結果、「6指摘事項等」以外はおおむね適正に処理されているものと認めた。

4 契約事務の状況

(1) 業務委託契約について

業務委託契約は、漏水調査業務委託（その1）（866万925円）、漏水調査業務委託（その2）（516万9,150円）、漏水調査業務委託（その3）（579万2,850円）、浦添南第一土地区画整理事業に伴う配水管移設基本設計業務（262万5,000円）、マッピングシステムソフトウェア保守委託（164万1,150円）等である。

(2) 使用料及び賃借料の契約について

使用料及び賃借料の契約は、平成23年度企業局用地（借地）の土地賃借料外2件（14万1,886円）である、

(3) 修繕料の契約について

修繕料の契約は、真嘉比・古島地区外1地内配水管移設工事（4,630万5,000円）、真嘉比・古島地区外1地内配水管移設工事（その2）（2,888万8,650円）、水道管緊急修繕工事及び保安業務委託（1,721万6,850円）等である。

これらについて、契約方法、契約書、契約内容、履行状況等を審査した結果、おおむね適正に処理されているものと認めた。

5 財産の管理状況

物品について

物品の出納及び保管等について、平成24年1月12日に備品台帳、その他関係書類と現品を突合（抽出）した結果、おおむね適正に管理されているものと認めた。

6 指摘事項等

支出負担行為の時期について（注意事項）

平成 23 年度無線電話設備保守点検及び無線設備免許申請業務委託（19 万 3,200 円）については、平成 23 年 5 月 9 日付業務委託契約を締結しているが、平成 23 年 11 月 30 日現在においても支出負担行為の手続きが取られていない。

那覇市水道事業及び下水道事業会計規程、第 29 条の 2（支出負担行為書）「各課長は、支出の原因となるべき契約を締結したとき又は債権者から支払請求があったとき等により、支出額が決定されたときは、支出負担行為書を作成しなければならない」とある。

当該業務委託は契約締結時に支払額が決定しており、支出負担行為書を作成しなければならない。

今後は規則を遵守し適切な事務処理に努められたい。

○ 配水課

1 職員の配置状況

職員配置状況は、課長 1 人、主幹兼係長 2 人、主幹 1 人、技査 2 人、主任技師 4 人、主任主事 1 人、技師 1 人の計 12 人である。その他、非常勤職員 1 人である。

2 主な所掌事務

配水課は、配水の調査、計画及び操作、受水、配水ポンプ場及び配水池の維持管理、水質試験及び水質検査、水質検査の記録、統計及び報告、試験用薬品の管理及び使用に関する事務を所掌している。

3 予算の執行状況

収益的支出及び資本的支出の予算執行状況については、支出負担行為書、支出予算執行状況表等により審査した結果、「6 指摘事項等」以外は、おおむね適正に処理されているものと認めた。

負担金・補助及び交付金について

負担金の支出は、沖縄渇水対策連絡協議会負担金（2,500 円）である。

4 契約事務の状況

(1) 業務委託契約について

業務委託契約は、上水道施設運転監視業務（1,984 万 5,000 円）、定期水質検査業務（850 万 5,000 円）、上水道監視システム保守管理業務（504 万円）上水道施設計装設備保守点検業務（399 万円）等である。

(2) 工事及び設計委託等の契約について

工事及び設計委託等の契約は、真地配水池フェンス取替工事（488 万 2,500 円）である。

(3) 使用料及び賃借料の契約について

使用料及び賃借料の契約は、新川配水池土地賃借料（376 万 1,185 円）、タクシー使用料（3,560 円）等である。

(4) 修繕料の契約について

修繕料は、垣花ポンプ場ポンプ井マンホール蓋修繕（93 万 2,400 円）等である。

これらについて、契約方法、契約書、契約内容、履行状況等を審査した結果、おおむね適正に処理されているものと認めた。

5 財産の管理状況

(1) 土地・建物について

土地は、豊見城配水池（占有 2,438.00 m²、貸付 11.00 m²）、上識名配水池（589.91 m²）、赤嶺配水池（占有 4,088.86 m²、貸付 0.14 m²）、真地配水池（2,344.00 m²）、安里配水池（占有 10,978.00 m²、貸付 20.00 m²）、泊配水池（占有 8,942.47 m²、貸付 1,356.53 m²）、石嶺ポンプ場（879.00 m²）垣花ポンプ場（1,350.00 m²）、豊見城ポンプ場（占有 881.56 m²、貸付 411.48 m²）である。

建物は、垣花ポンプ場（610.04 m²）、豊見城ポンプ場（998.59 m²）、石嶺ポンプ場（815.72 m²）、豊見城配水池（13.07 m²）である。

構築物は、上識名配水池（1,500 m³）、豊見城配水池（2,400 m³×2 池）等である。

(2) 物品について

物品の出納及び保管等について、平成 24 年 1 月 17 日に備品台帳、その他関係書類と現品を突合（抽出）した。

これらについて、関連台帳等により審査した結果、おおむね良好に管理されているものと認めた。

6 指摘事項等

予算編成について（要望事項）

水道事業費用第 11 節備用品費（680 万円）、第 16 節広告料（43 万 9,000 円）の予算については、執行残額が見込まれることから補正減が予定されている。

上記の備用品費の一部は渇水対策経費を含み、広告料は突発的な事故の緊急対応を想定した経費である。渇水対策については、平成 6 年度より給水制限がないことから予算計上のあり方を検討し予備費による対応を含め効率的な予算編成に努められたい。

○ 工務課

1 職員の配置状況

工務課の職員配置状況は、課長 1 人、副参事 1 人、主幹兼係長 1 人、係長 1 人、技査 3 人、主任主事 1 人、主任技師 6 人、技師 1 人の計 15 人である。その他、臨時職員 2 人である。

2 主な所掌事務

工務課は、中短期計画及び調整、工事の設計基準、水道施設の拡張改良の設計及び施工監理、工事の精算等に関する事務を所掌している。

3 予算の執行状況

収益的支出並びに資本的収入及び支出の予算執行状況については、収入調定伺、支出負担行為書、収入・支出予算執行状況表等により審査した結果、計数は正確と認めた。

4 契約事務の状況

(1) 工事及び設計委託の契約について

工事及び設計業務の契約は、国道 507 号第 2 次配水幹線布設替工事（その 1）（8,117 万 5,500 円）、国道 507 号第 2 次配水幹線布設替工事（その 2）（8,505 万円）、真嘉比古島区画整理事業に伴う第 13 次配水管布設工事（その 1）（6,643 万 3,500 円）、前田調整池系統第 6 次配水幹線布設工事（8,523 万 9,000 円）、水道施設耐震補強工事（7,096 万 9,500 円）等である。

(2) 使用料及び賃借料の契約について

使用料及び賃借料の契約は、パソコン関連機器賃借（34万200円）、図面用複写機賃借（18万1,440円）タクシー使用料（1万3,370円）である。

(3) 修繕料の契約について

修繕料の契約は、16号車の車検外2件（8万2,014円）である。

これらについて、契約方法、契約書、契約内容、履行状況等を審査した結果、おおむね適正に処理されているものと認めた。

5 財産の管理状況

物品について

物品の出納及び保管等について、平成24年1月13日に備品台帳、その他関係書類と現品を突合（抽出）した結果、おおむね適正に管理されているものと認めた。

6 指摘事項等

該当事項はありません。

○ 下水道課

1 職員の配置状況

職員配置状況は、課長1人、副参事1人、主幹2人、係長2人、技査5人、主査1人、主任技師11人、技師8人の計31人である。その他、臨時職員3人である。

2 主な所掌事務

下水道課は、下水道汚水施設の維持管理、下水道の災害復旧工事、下水道（雨水・汚水）の管理総括、河川の協議、下水道敷の占有許可等、流域関連公共下水道水量及び水質調査、下水道施設管理上の調整及び指導等、下水道の事業計画及び認可申請、下水道の設計、施工監理、再生水事業の施設の設計及び施工管理等に関する事務を所掌している。

3 予算の執行状況

収益的収入及び支出並びに資本的収入及び支出の予算執行状況については、収入調定伺、支出負担行為書、収入・支出予算執行状況表等により審査した結果、計数は正確と認めた。

負担金・補助及び交付金について

負担金の支出は、し尿等下水道放流施設管理負担金（310万円）である。

4 契約事務の状況

(1) 業務委託契約について

業務委託契約は、公共下水道維持管理業務委託（2件、4,777万5,000円）、石嶺線公共下水道移設設計業務委託（1,564万5,000円）、汚水ポンプ場保守点検業務委託（946万6,800円）、公共下水道不明水調査業務

(2) 工事及び設計委託等の契約について委託（551万2,500円）等である。

工事及び設計委託等の契約は、25工区具志地内公共下水道工事（8,694万円）、26工区具志地内公共下水道工事（8,221万5,000円）、平成22年度1工区真地地内公共下水道工事（7,859万円9,000円）、平成22年度27工区識名地内公共下水道工事（7,656万円9,200円）、平成22年度11工区首里大名町地内公共下水道工事（5,258万円7,000円）等である。

(3) 使用料及び賃借料の契約について

使用料及び賃借料の契約は、パーソナルコンピュータ賃借料(155万4,840円)、業務用自動車の賃借料(109万4,940円)、タクシー使用料(11万2,710円)である。

(4) 修繕料の契約について

修繕料の契約は、石嶺福祉センター線污水管移設工事(1,682万1,000円)、1工区公共下水道修繕工事(1,408万5,750円)、安謝川拡幅に伴う公共下水道移設工事(1,050万円)、県道153号線污水枡人孔調整工事(その1)(360万1,500円)等である。

これらについて、契約方法、契約内容、履行状況を審査した結果、おおむね適正に処理されているものと認めた。

5 財産の管理状況

(1) 土地・建物について

土地は、赤嶺污水中継ポンプ場(2筆、1,260.01㎡)、具志污水中継ポンプ場(1,300.34㎡)、雨水ポンプ場計画地(2筆、420.34㎡)である。

建物は、赤嶺污水中継ポンプ場(270.56㎡)、具志污水中継ポンプ場(450.16㎡)、具志污水中継ポンプ場倉庫(36.45㎡)、古波蔵雨水ポンプ場(80.36㎡)である。

(2) 物品について

物品の出納及び保管等について、平成24年1月19日に備品台帳、その他関係書類と現品を突合(抽出)した。

これらについて、関係台帳等により審査した結果、おおむね良好に管理されているものと認めた。

6 指摘事項等

該当事項はありません。

監査委員事務局

○ 監査委員事務局

1 職員の配置状況

監査委員事務局の職員配置状況は、局長1人、副参事5人、主幹2人の計8人である。その他、非常勤職員1人である。

2 主な所掌事務

監査委員事務局は、監査に関する基礎資料の収集整理、監査事務の企画運営、公文書の公開又は非公開、人事、公印の監守、例規の制定改廃、物品の出納保管、文書の収受・発送、その他事務局の庶務等に関する事務を所掌している。

3 予算の執行状況

歳入及び歳出の予算執行状況については、収入調定伺、支出負担行為書、所属別歳入・歳出執行状況表等により審査した結果、計数は正確と認めた。

(1) 負担金、補助及び交付金について

負担金の支出は、全国都市監査委員会会費(8万9,000円)、九州各市監査委員会会費(3万6,000円)等である。

(2) 資金前渡・概算払について

資金前渡による支払いは、全国都市監査委員会会費、九州各市監査委員会会費等である。

概算払による支払いは、九州各市監査委員会監事会及び理事会・定期総会出席旅費（19万6,820円）、NOMA行政管理講座受講旅費（9万1,290円）等である。

これらについて、予算執行伺書等により審査した結果、おおむね適正に処理されているものと認めた。

4 契約事務の状況

(1) 業務委託契約について

業務委託契約は、工事技術調査業務（33万2,700円）である。

(2) 使用料及び賃借料の契約について

使用料及び賃借料の契約は、タクシー使用料（20万5,950円）、複写機使用料及び賃借料（9万3,583円）である。

これらについて、契約方法、契約書、契約内容、履行状況等を審査した結果、おおむね適正に処理されているものと認めた。

5 財産の管理状況

物品について

物品の出納及び保管等について、平成24年1月10日に備品台帳、その他関係書類と現品を突合（抽出）した結果、おおむね良好に管理されているものと認めた。

6 指摘事項等

該当事項はありません。